

2 第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況

(1) プラン施策体系

基本 目標	主要目標	施策	No.	主な取組	
1 男女共同参画意識の普及啓発	(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	①男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供 重点	1-1-1-1	I 男女の人権の尊重に関するシンポジウムやセミナーの開催	
			1-1-1-2	広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	
			1-1-1-3	関連図書設置等による情報提供	
		②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及 重点	1-1-2-1	性と生殖に関する健康と権利に関するセミナー等の開催	
			1-1-2-2	広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	
			1-1-2-3	性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための情報提供	
		③メディア・リテラシーの育成 重点	1-1-3-1	メディア・リテラシーの育成をめざしたセミナー等の開催	
			1-1-3-2	ポスター掲示等による民間刊行物等への周知徹底	
			1-1-3-3	市刊行物における男女平等の視点の指導徹底	
			1-1-3-4	和光市表現ガイドの活用	
			1-1-3-5	小、中学校におけるメディア・リテラシー教育の実施	
	(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消	①男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発	1-2-1-1	広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	
			1-2-1-2	性別による固定的な役割分担意識の解消に向けたセミナーの開催	
		②男女共同参画に関する学習機会の充実	1-2-2-1	男女共同参画の視点に立ったシンポジウム、セミナーの開催	
			③男女の自立を支える生活能力の向上	1-2-3-1	家事・育児等に関する情報提供、セミナーの開催
				1-2-3-2	男性の家事・育児への参画意識を促すセミナーの開催
	(3) 男女平等教育の推進	①家庭における男女平等教育の推進	1-3-1-1	保護者を対象としたセミナー等の開催	
			1-3-1-2	条例パンフレット等による情報提供と意識啓発	
			1-3-1-3	男女平等の視点に基づいた図書の提供	
		②学校・保育園・幼稚園における男女平等教育の推進	1-3-2-1	男女共同参画に関するチラシの配布やポスター掲示等による学校・保育園・幼稚園への男女平等教育の普及	
			1-3-2-2	教育現場に応じた混合名簿の推進	
			1-3-2-3	男女平等の視点に基づいた図書の選定	
			1-3-2-4	幼保小連絡協議会を通じた、教育指導の推進	
			1-3-2-5	児童、生徒の発達に応じた性教育の推進	
			1-3-2-6	PTA・保護者会等への男女平等意識の啓発	
			1-3-2-7	男女平等に関する学習内容や指導方法を充実させるための調査・研究の推進	
			1-3-2-8	教員、保育士等への男女平等研修の実施	
			1-3-2-9	小学校・中学校における管理職教員数の男女差の解消に向けた検討	
		③地域における男女平等教育の推進	1-3-3-1	男女がともに地域に参画するために必要な学習機会の提供	
			1-3-3-2	放課後こども教室における男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	
2 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透	①DV・セクハラ防止のための意識啓発 重点	2-1-1-1	DVやセクハラ等防止に向けたシンポジウム、セミナー広報、ホームページ、ポスター等による市民・団体・市内事業所への啓発	
			2-1-1-2	DV、セクハラ等防止に向けた職員への研修や啓発	
			2-1-1-3	若年者に対するデートDV防止セミナーの開催と関連資料の配布による啓発	
		②児童虐待防止のための意識啓発 重点	2-1-2-1	広報、ホームページ、ポスター等を通じた市民・団体への啓発	
			2-1-2-2	児童虐待防止に向けたシンポジウムやセミナーの開催及び開催支援	
			2-1-2-3	「子どもの権利条例」制定の検討	
	(2) 相談窓口の充実と周知	①DV・セクハラ相談窓口の充実と周知、被害の早期発見と未然防止 重点	2-2-1-1	女性相談の充実と周知	
			2-2-1-2	男女共同参画苦情処理相談の窓口の周知と活用	
			2-2-1-3	DV・セクハラに関する外部相談機関の情報提供	
			2-2-1-4	セクハラ防止に向けた職場環境の整備、苦情及び相談への対応	
			2-2-1-5	わこう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレパパママ教室、予防接種等)、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応	
			2-2-1-6	被害の早期発見と未然防止に向けた地域への情報提供	
		②育児に関する相談窓口の充実と周知、児童虐待の早期発見と未然防止 重点	2-2-2-1	児童虐待防止相談、家庭児童相談の実施	
			2-2-2-2	産前産後ケアセンター等、子育てに関する外部相談機関との連携	
③関係機関との情報共有 重点	2-2-2-3	おかあさん相談、すくすく相談、心理相談、電話・来所相談、栄養相談の実施			
	2-2-2-4	わこう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレパパママ教室、予防接種等)、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応			
	2-2-2-5	児童虐待の早期発見と未然防止に向けた地域やNPOとの連携			
	2-2-3-1	和光市DV対策ネットワーク等による情報共有			
	2-2-3-2	女性相談担当者会議による情報共有			
	2-2-3-3	要保護児童対策地域協議会による情報共有			

基本 目標	主要目標	施策	番号	主な取組
2 あらゆる 暴力の 根絶	(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	①DV被害者の緊急時の安全確保及び一時保護 重点	2-3-1-1	緊急時安全確保及び一時保護
			2-3-1-2	緊急時避難者宿泊施設の提供
		②DV被害者の自立に向けた支援 重点	2-3-2-1	市役所での手続き支援
			2-3-2-2	必要に応じた同行支援
			2-3-2-3	被害者の心のケア
			2-3-2-4	同伴者の子どもの就学等への対応と心のケア
			2-3-2-5	被害者の自立に向けた経済的支援
			2-3-2-6	被害者が安全に安心して生活できる居住確保に向けた支援
			2-3-2-7	外国人、高齢者、障がい者への配慮及び支援
			2-3-2-8	被害者の経済的自立に向けたスキルアップセミナーの開催、情報提供
		③支援体制の強化と関係機関との連携 重点	2-3-3-1	和光市DV対策ネットワーク等による情報共有と連携
			2-3-3-2	女性相談担当者会議による情報共有と連携
			2-3-3-3	DV相談対応マニュアルの充実
3 男女が 共にい いきと 暮らせ る環境 づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	①子育て支援サービスの充実 重点	3-1-1-1	国基準による保育園待機児童数ゼロを目指す、一時保育等の充実、就労を支援する保育サービスの提供、ひとり親家庭等への支援
			3-1-1-2	保育園入園予約制度の導入
			3-1-1-3	保育施設、児童センター、学童保育クラブの充実
			3-1-1-4	子育て負担軽減のための相談体制の充実
			3-1-1-5	子育て負担軽減に向けたリラクセスセミナーの開催
			3-1-1-6	養育支援家庭訪問の実施
			3-1-1-7	地域で子どもを見守る力を促進する観点からの、こんにちは赤ちゃん訪問への市民ボランティアの検討
			3-1-1-8	子育てに関する情報提供の充実
			3-1-1-9	既存施設の活用による中・高校生等の居場所づくり
			3-1-1-10	小・中学生の子を持つ親の子育て講座の開催
			3-1-1-11	市民向け託児付きセミナーの開催
			3-1-1-12	ユニバーサルデザインによる安全性、利便性を考慮した公共施設等の整備
		②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり 重点	3-1-2-1	ワーク・ライフ・バランスの意義と効果を伝え、理解を深めるためのセミナーの開催
			3-1-2-2	広報、ホームページ等を活用した情報提供
		③地域における子育て支援の環境づくり 重点	3-1-3-1	ファミリー・サポート・センター事業の実施
			3-1-3-2	託児ボランティア制度の検討
			3-1-3-3	子育てについての相談・情報提供、子育て中の親子の交流の場として、子育て世代包括支援センター事業の実施
			3-1-3-4	子育て仲間づくりへの支援
			3-1-3-5	次代の親の育成に向けた啓発
		①雇用機会の平等と公平な待遇の実現 重点	3-2-1-1	ポスター・チラシ・セミナー等による採用や労働賃金等男女格差の是正の啓発、労働条件等の改善の啓発、ワークシェアリング制度の普及、積極的改善措置の普及
			3-2-1-2	家族農業経営協定の普及推進
			3-2-1-3	ポスター・チラシ・セミナー等による非正規雇用者へのワークシェアリング制度などの各種制度や法律の周知
	(2) 働く場における男女共同参画の推進	②育児・介護休業の法律・制度の周知や取得の促進 重点	3-2-2-1	育児・介護休業法等の周知や、男性の育児休業取得の促進、再雇用制度の普及
			3-2-2-2	100名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進
		③ワーク・ライフ・バランスへの理解と実践の促進 重点	3-2-3-1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたシンポジウム・セミナーの開催、広報やホームページ等による情報提供
			3-2-3-2	市男性職員の育児休業取得促進
			3-2-3-3	男性教員の育児休業の取得促進
		④女性の起業・再就職への支援 重点	3-2-4-1	ポスター・チラシ・市HP・シンポジウム等による就労、多様な働き方に関する情報提供と意識啓発
			3-2-4-2	就労に関する相談体制の充実と職業能力開発講座等による情報提供
			3-2-4-3	女性を雇用しやすい環境づくりに向けた支援
			3-2-4-4	女性の再就職、起業支援のためのセミナー開催や情報提供
		⑤指導的立場への女性の参画促進 重点	3-2-5-1	市内事業所等へのポスター・チラシ・ホームページ、広報による啓発
			3-2-5-2	300名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進
	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	①性と生殖に関する健康支援	3-3-1-1	女性相談の充実
			3-3-1-2	広報、ホームページによるHIV・エイズ等性感染症についての情報提供
			3-3-1-3	思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実
			3-3-1-4	電話相談、保健指導などHIV・エイズ等への対応
			3-3-1-5	性的志向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への配慮及び支援
			3-3-1-6	女性と性と生殖に関するセミナーの開催と情報提供

基本目標	主要目標	施策	番号	主な取組
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	①性と生殖に関する健康支援	3-3-1-7	乳幼児健診、妊産婦・新生児訪問など母子に関わる保健福祉の充実
			3-3-1-8	産前産後ケアセンターとの連携
			3-3-1-9	女性がん検診の充実と受診体制の整備
			3-3-1-10	更年期・骨そしょう症対策を含めた保健指導の充実
		②心とからだの健康支援	3-3-2-1	受診しやすい工夫を検討するなど、各種健(検)診の充実
			3-3-2-2	健(検)診・相談等による生活習慣病予防への対応
			3-3-2-3	心身ともに健康に過ごすための市民向け出前講座の開催
			3-3-2-4	男女ともに参加しやすい工夫をするなど、健康増進及びスポーツ、レクリエーション活動の充実
		③高齢期における健康支援	3-3-2-5	ポスター・パンフレットによる薬物乱用防止策の啓発強化
			3-3-3-1	セミナーや相談等による高齢期における健康づくりの普及
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	①審議会等への男女共同参画の促進	4-1-1-1	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進
			4-1-1-2	審議会等における委員の男女比率の均衡
		②男女共同参画の推進を担う人材育成	4-1-2-1	セミナー等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供
			4-1-2-2	登録制による女性人材の把握と活用
	(2) 地域における男女共同参画の推進	①地域活動等への男女の参画促進	4-1-2-3	政治や経済等への関心を高めるセミナーの実施及び情報提供
			4-2-1-1	男女がともに参加できる各種セミナーの開催
			4-2-1-2	男女共同参画の視点に立った市民活動団体・NPOの育成
		②安全・安心な地域づくりの推進	4-2-1-3	地域コミュニティの形成に向けた活動の場の提供、情報の提供
			4-2-2-1	男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の確立
			4-2-2-2	消防団、自主防災組織における女性リーダーの育成
			4-2-2-3	男女共同参画視点での避難所設置運営
			4-2-2-4	避難所における女性相談窓口の設置
			4-2-2-5	災害復興時における男女共同参画の推進
			4-2-2-6	地域における防犯体制の整備、防犯体制の充実、防犯パトロールの実施、道路照明灯・防犯灯の設置等
		③専門分野への女性の参画	4-2-3-1	学生を対象とした科学講座の開催
	(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献	①国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進	4-3-1-1	国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進
			4-3-1-2	国内外の情報収集と提供
		②地域における国際交流の推進	4-3-2-1	市民・国際交流団体・企業・研究機関などの連携促進、和光市国際ネットワークの活動支援
			4-3-2-2	各種イベントやワンナイトステイ事業の実施による国際交流機会の充実
			4-3-2-3	社会教育における、男女共同参画の視点に基づく国際理解教育の推進
			4-3-2-4	学校教育における、男女共同参画の視点に基づく国際理解教育の推進
		③外国人への支援	4-3-3-1	広報紙・ホームページ等における多言語、やさしい日本語による市政・生活情報の提供
			4-3-3-2	和光市国際交流員の活用、和光市多文化共生ボランティアの活用等、市民生活上の支援体制の充実
			4-3-3-3	和光市災害時通訳・翻訳ボランティアによる大規模な災害時の支援
			4-3-3-4	外国籍市民への母子保健対策、情報提供、相談の充実
5 男女共同参画わこうプランの着実な推進	男女共同参画推進体制の強化と計画の推進	①庁内における男女共同参画推進体制の強化	4-3-3-5	外国籍児童・生徒への支援
			5-1-1-1	男女共同参画庁内連絡会議による関係課等相互の連絡調整及び総合的な施策の推進
			5-1-1-2	男女共同参画に関する研修の実施による職員の意識の醸成
			5-1-1-3	和光市人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用
		②市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進	5-1-1-4	和光市特定事業主行動計画に基づいた環境整備
			5-1-2-1	国・県・NPO等関係機関との連携促進と先進的な取組に関する情報収集及び取組の取り入れ検討
			5-1-2-2	和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議、和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク、男女共同参画わこうプラン推進委員会、みんなでわこう男女共同参画ネットワークとの連携による計画の推進
			5-1-2-3	子どもの参画による計画の推進
			5-1-2-4	国が定める「男女共同参画週間」における啓発
		③男女共同参画にかかる現状の分析・計画の進行管理	5-1-3-1	ジェンダー統計の収集・管理、意識調査等の実施と研究の推進
			5-1-3-2	施策の実施状況の分析・把握と結果の公表、分析結果で出た課題の抽出と課題解決に向けた検討
		④男女共同参画を推進するための活動の場の整備	5-1-4-1	男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境整備
			5-1-4-2	男女共同参画に関わる情報収集・発信、拠点の場の充実

(2) 施策指標

第3次和光市行動計画男女共同わこうプランでは、主要目標ごとに13の指標を設定しています。

施策指標一覧

指標	現状値 (%) 〈平成26年度〉	目標値 (%) 〈平成32年度〉
基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発		
主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透		
社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合	21.8	35.0
主要目標(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消		
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	44.5	70.0
主要目標(3) 男女平等教育の推進		
性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	小学校 43.5 中学校 50.8	70.0
基本目標2 あらゆる暴力の根絶		
主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透		
配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的暴力 94.8 精神的暴力 91.7 性的暴力 86.7 経済的暴力 81.0	100.0
主要目標(2) 相談窓口の充実と周知		
DV被害を相談した人の割合	32.7	80.0
主要目標(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援		
DV被害を受けている人の割合	24.1	0
基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり		
主要目標(1) 子育てにおける男女共同参画の推進		
夫婦で子育てをしている割合	27.8	50.0
主要目標(2) 働く場における男女共同参画の推進		
男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合	女性 60.8 男性 63.3	70.0
主要目標(3) 生涯を通じた生と性の健康支援		
性感染症の予防方法について知っている人の割合	81.2	90.0
基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進		
主要目標(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画		
審議会等における女性委員の割合	34.7	50.0
主要目標(2) 地域における男女共同参画の推進		
地域行事に男女共同で参加する人の割合	33.7	50.0
主要目標(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献		
女子差別撤廃条約を知っている人の割合	68.4	75.0
基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進		
主要目標 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進		
和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	67.4	75.0

(3) 施策の達成状況評価

和光市では、毎年度、施策の達成状況について担当課等による自己評価を行っており、「第3次和光市行動計画男女共同参画こうプラン」の進捗状況を把握しています。評価は、次の基準により5段階としています。

達成状況評価	評価 1	男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら、取り組むことができた。
	評価 2	男女共同参画の視点を持ちながら、概ね取り組むことができた。
	評価 3	男女共同参画の視点が弱く、一部取り組むことができなかった。
	評価 4	取組を実施しなかった。(未実施)
	評価 5	該当ケースがなかった。(該当なし)

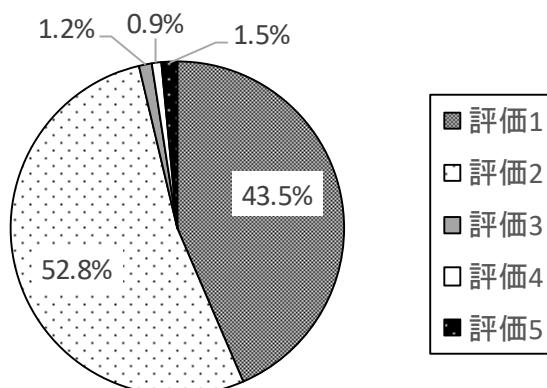
(4) 施策体系別取組状況

平成29年度と比較して、平成30年度の施策達成状況は全体として評価2と評価3の施策数が増えました。【※図表1】

【図表1】

	平成29年度		平成30年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	141	43.7%	141	43.5%
評価2	166	51.4%	171	52.8%
評価3	2	0.6%	4	1.2%
評価4	5	1.5%	3	0.9%
評価5	9	2.8%	5	1.5%
計	323	100.0%	324	100.0%

全体に占める評価の割合



ア 基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

施策目標

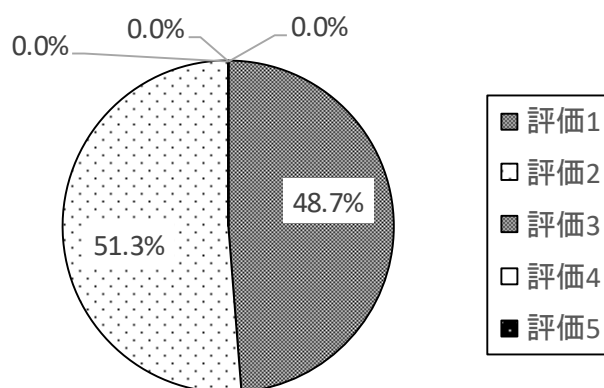
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透		
社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合	21.8	35.0
主要目標(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消		
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	44.5	70.0
主要目標(3) 男女平等教育の推進		
性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	小学校 43.5 中学校 50.8	70.0

基本目標1については、平成30年度の施策達成状況は概ね評価1又は2となっています。【※図表2、3】

【図表2】

	平成29年度		平成30年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	40	51.9%	38	48.7%
評価2	37	48.1%	40	51.3%
評価3	0	0.0%	0	0.0%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	77	100.0%	78	100.0%

基本目標1に占める評価の割合



【図表3】	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)男女の人権を尊重する意識の浸透	14	17	0	0	0	31
	(2)性別による固定的な役割分担意識の解消	8	5	0	0	0	13
	(3)男女平等教育の推進	16	18	0	0	0	34
	全 体	38	40	0	0	0	78

イ 基本目標2 あらゆる暴力の根絶

施策目標

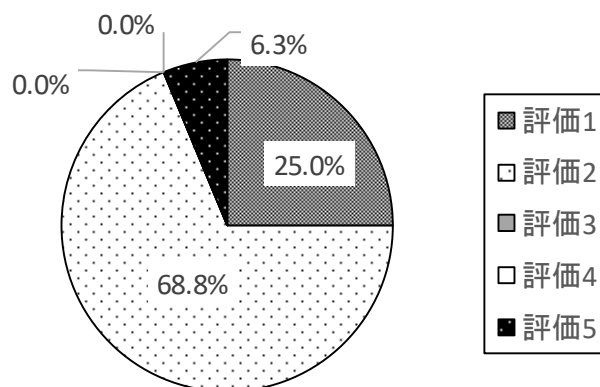
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透		
配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的暴力 94.8 精神的暴力 91.7 性的暴力 86.7 経済的暴力 81.0	100.0
主要目標(2) 相談窓口の充実と周知		
DV被害を相談した人の割合	32.7	80.0
主要目標(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援		
DV被害を受けている人の割合	24.1	0

基本目標2については、平成29年度に比べて平成30年度の施策達成状況では、評価1となった施策が増えています。【※図表4、5】

【図表4】

	平成29年度		平成30年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	19	23.2%	20	25.0%
評価2	57	69.5%	55	68.8%
評価3	0	0.0%	0	0.0%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	6	7.3%	5	6.3%
計	82	100.0%	80	100.0%

基本目標2に占める評価の割合



【図表5】	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)暴力の根絶に向けた意識の浸透	4	9	0	0	0	13
	(2)相談窓口の充実と周知	11	27	0	0	2	40
	(3)被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	5	19	0	0	3	27
	全 体	20	55	0	0	5	80

ウ 基本目標 3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

施策目標

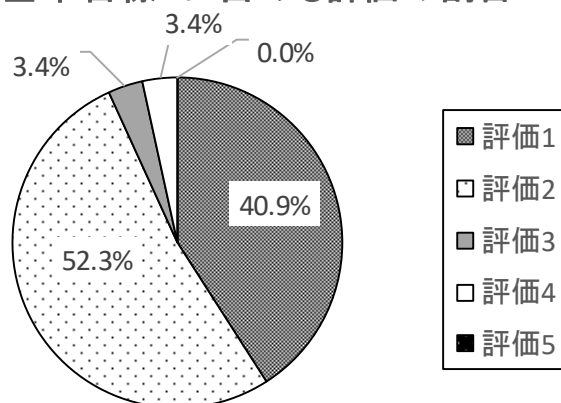
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標（１） 子育てにおける男女共同参画の推進		
夫婦で子育てをしている割合	27. 8	50. 0
主要目標（２） 働く場における男女共同参画の推進		
男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合	女性 60. 8	70. 0
	男性 63. 3	
主要目標（３） 生涯を通じた生と性の健康支援		
性感染症の予防方法について知っている人の割合	81. 2	90. 0

基本目標3については、平成29年度に比べて平成30年度の施策達成状況では、評価5となった施策は減り、評価1の施策が増えています。【※図表6、7】

【図表6】

	平成29年度		平成30年度	
	取組数	割合 (%)	取組数	割合 (%)
評価1	34	39.1%	36	40.9%
評価2	47	54.0%	46	52.3%
評価3	2	2.3%	3	3.4%
評価4	2	2.3%	3	3.4%
評価5	2	2.3%	0	0.0%
計	87	100.0%	88	100.0%

基本目標3に占める評価の割合



【図表7】	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)子育てにおける男女共同参画の推進	19	20	1	2	0	42
	(2)働く場における男女共同参画の推進	4	12	2	1	0	19
	(3)生涯を通じた生と性の健康支援	13	14	0	0	0	27
	全 体	36	46	3	3	0	88

工 基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

施策目標

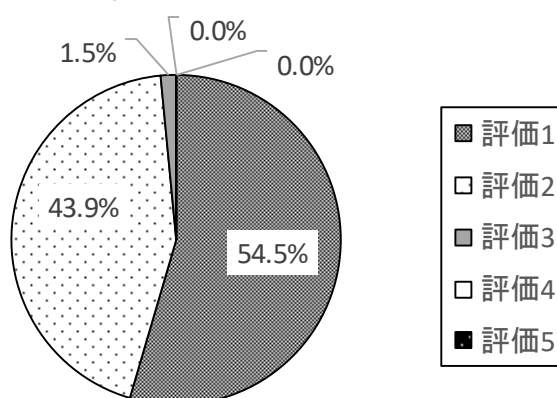
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画		
審議会等における女性委員の割合	34.7	50.0
主要目標(2) 地域における男女共同参画の推進		
地域行事に男女共同で参加する人の割合	33.7	50.0
主要目標(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献		
女子差別撤廃条約を知っている人の割合	68.4	75.0

基本目標4については、平成29年度に比べて平成30年度の施策達成状況では、評価2の施策が増えています。【※図表8、9】

【図表8】

	平成29年度		平成30年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	39	60.0%	36	54.5%
評価2	25	38.5%	29	43.9%
評価3	1	1.5%	1	1.5%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	65	100.0%	66	100.0%

基本目標4に占める評価の割合



【図表9】

	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	16	14	0	0	0	30
	(2)地域における男女共同参画の推進	11	9	0	0	0	20
	(3)国際社会「平等・開発・平和」への貢献	9	6	1	0	0	16
	全 体	36	29	1	0	0	66

才 基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進

施策目標

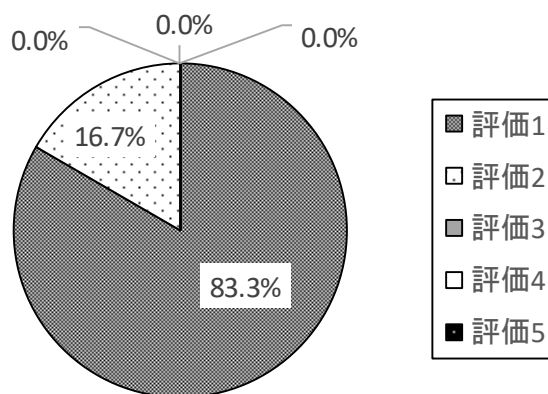
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進		
和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	67.4	75.0

基本目標5については、平成29年度と同じ施策達成状況となっています。【※図表10、11】

【図表10】

	平成29年度		平成30年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	10	83.3%	10	83.3%
評価2	2	16.7%	2	16.7%
評価3	0	0.0%	0	0.0%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	12	100.0%	12	100.0%

基本目標5に占める評価の割合



【図表11】

主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
男女共同参画推進体制の強化と計画の推進	10	2	0	0	0	12
全 体	10	2	0	0	0	12

施策に基づく取組の実施状況

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	①男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供	Ⅰ男女の人権の尊重に関するシンポジウムやセミナーの開催	1-1-1-1	総務人権課	下記テーマで2回開催した。 ○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師:宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者:39名】 ○「女性の再就職支援セミナー」平成30年7月6日(金)10:00～12:00 和光市役所602会議室 講師:女性キャリアセンターキャリアカウンセラー【参加者:13名】	1	セミナーは毎年好評で、実り多いものとなっている。今後も市民のニーズを踏まえ、セミナーを継続して実施していく。
				1-1-1-1	生涯学習課	和光市人権講演会「寝た子はネットで起こされる！？～部落差別は、今～」を平成31年2月22日(金)に開催。参加者69名。保育付き及び手話通訳士付きとし、参加しやすい環境づくりに努めた。	1	インターネット上における部落差別問題の現状を把握することで、部落差別の「いま」、ネット対策、人権教育の重要性について考える機会を提供することができた。 今後も男女共同参画の視点に留まらず、広く人権問題に対する理解と認識を深めるために、企画・運営を男性・女性の双方の職員で企画・立案し、実施を継続していく。
			Ⅱ広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	1-1-1-2	総務人権課	○「性の多様性について考えよう」をテーマに、和光市男女共同参画情報紙「おるご～る」を広報わこう平成31年3月号の中綴りとして発行し、市内約42,500部配布し、あわせてホームページに掲載した。 ○「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」を広報わこう平成30年9、10、12、平成31年1月号(計4回)に掲載し、市内配布し、あわせてホームページに掲載した。	1	和光市男女共同参画情報紙「おるご～る」は毎年様々なテーマを取り上げ、アドバイザー・市民とともに作成している評価の高い情報紙である。今後も「おるご～る」や「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」を広報に掲載することにより、広く市民に啓発したい。
				1-1-1-2	秘書広報課	広報紙の発行に伴い、掲載する記事で使用する言葉や、イラストの選別を男女共同参画の視点をもって編集を行った。男女共同参画関連の記事としては、「男女共同参画わこうプラン推進員だより・おるご～る」のコラムを4回(9・10・12・1月号)、特集「和光市男女共同参画情報紙・おるご～る」(2ページ)を3月号に掲載した。また、その他イベント情報や講座等の記事を随時掲載した。ホームページについても、随時、情報の掲載を行った。	1	広報紙・ホームページの情報掲載に当たっては、引き続き男女共同の視点を持って編集を行う。広報紙3月号に掲載している特集「和光市男女共同参画情報紙・おるご～る」は、広報紙全体の記事量が増加しているため、割当てページ数昨年度同様に、2ページとする。
				1-1-1-2	生涯学習課	広報紙、ホームページ、ツイッター、掲示板、生涯学習だよりなびい、生涯学習メールマガジンなびいネットを発行・送信。また、人権尊重の意識向上を推進していくために、人権をテーマとした啓発用DVDの貸し出しを行ったりポスターを掲示するなど、市民全体に対する意識啓発と情報提供を行った。	1	今後も、広報誌やホームページ等を活用し、市民全体に人権意識の向上を図る情報を随時提供していく。また、国や県等の関係情報の提供も併せ、男女の人権を尊重するための意識向上を図っていく。
			Ⅲ関連図書設置等による情報提供	1-1-1-3	総務人権課	総合福祉会館3階図書コーナーに、男女共同参画関連図書(DV・セクハラ、ワーク・ライフ・バランス、就職、性同一性障害等)を設置し、情報提供を行った。	1	今後も男女共同参画関連図書を設置し、情報提供を行う。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	①男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供	Ⅲ関連図書設置等による情報提供	1-1-1-3	図書館	新たに出版された本の中から、関連する図書(件名:男女共同参画、女性問題、ワークライフバランス等)を15冊購入した。また関連するポスター、チラシ等の設置も行なった。	2	図書館としては、市民ニーズに応えながら、図書に 関係する講座を開催することが望ましいが、毎年男女共 同参画に関連する講座を実施することは難しいので、 今後、「市民図書館講座」等を通じて、男女共同参画 に関連する内容で講座を実施できるよう検討を進めて いきたい。また図書については、引き続き人権月間の 図書の展示を行うとともに、男女共同参画に関する新 刊本の購入や、期間限定的であるかもしれないが総 務人権課と連携し、男女共同参画に関する図書の コーナーの設置も考えていきたい。
				1-1-1-3	総合福祉会館	男女の人権を尊重する意識啓発を進めるため、3階地域福祉センター 内図書コーナーに、男女共同参画に関する図書・パンフレット・ビデオを 配備している。(平成18年度より継続中)。	2	総務人権課との連携により、施設利用者に対して男女 共同参画の啓発活動に努めたい。
				1-1-1-3	坂下公民館	図書館の協力の下、公民館図書室に市民への貸出・閲覧用の関連図 書を設置し、情報提供に努めた。	2	今後も同様に実施していく。
				1-1-1-3	中央公民館	公民館図書室に、図書館の協力の下、関連図書の提供に努めた。	2	今後も同様に実施していく。
				1-1-1-3	南公民館	関連図書やポスター等を公民館の出入り口付近にあるパンフレットスタ ンドに設置、又は掲示板に掲示することで情報提供を行った。	2	今後も広く市民に理解してもらうため、関係資料をパン フレットスタンドに配置したり、図書館と協力して関連 図書を図書室に配置する。また、掲示板には関連ポス ターを掲示して、情報提供を図る。
				1-1-1-3	学校教育課	中学校においては、和光市で予算を組み、「進路の手引き」を生徒に配 布する等、進路・キャリア教育の充実を図るよう努めた。	2	今後も計画的、継続的に関係図書の整備と活用をす る。また、小学校でのキャリア教育を積極的に推進し、 意識啓発を図っていく。
		②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及	Ⅰ性と生殖に関する健康と権利に関するセミナー等の開催	1-1-2-1	総務人権課	○埼玉県県民講座「知ってますか?LGBT」のセミナーチラシを市内施 設に設置し、参加を促した。	2	市主催でのセミナー開催を検討していく。また、県や他 市町村でセミナーの実施があれば情報提供を行って いく。
				1-1-2-1	地域包括ケア課	子育て世代包括支援センター3か所にて、プレパパママ教室を年6回ず つ、市内合計18回行った。教室での講義の中で、妊娠の経過と出産、 産後の家族計画について講義。	1	今後も、プレパパママ教室などを通じて性と生殖に関 する健康について広く情報提供するとともに、地域の 母子保健ケアマネジャーを中心に女性の健康の支援 を行っていく。
			Ⅱ広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	1-1-2-2	総務人権課	○男女共同参画推進条例パンフレット、男女共同参画わこうプラン概要 版に「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念」が盛り 込まれているため、男女共同参画週間時に市民や市内小学3年生に配 付した。また、男女共同参画に関する情報提供をホームページに掲載し た。 ○「性の多様性」をテーマにした男女共同参画情報紙「おるご〜る」を広 報紙及びホームページに掲載し、情報提供及び啓発を行った。	1	特にわこうプラン推進委員会議では様々なテーマを取り 扱っていることから情報発信できるように取り組む。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	②生涯にわたる性の尊重の理念普及	Ⅱ 広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	1-1-2-2	地域包括ケア課	「マタニティキーホルダー」を妊娠届出時に全員に配布した。妊娠していることをさりげなく周囲に理解してもらい、気を配ってもらえる制度。啓発ポスターの掲示、リーフレットの窓口配布。 成人式の際、妊娠・不妊に関するパンフレットを配布した。	2	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重を念頭におき、広報を活用したり、関係資料の配布などを行っていく。
				1-1-2-2	ネウボラ課	わこう版ネウボラガイド(妊婦・出産包括的支援事業・妊娠期からの切れ目のない支援)をHPに掲載し、保健センター、保育園、子育て世代包括支援センター、医療機関を通じて配布した。 早期不妊検査費助成事業において、「男女とも検査を実施することを条件とし、ホームページ、広報、ポスター等の掲示を行った。	2	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重を念頭におき、広報を活用したり、関係資料の配布などを行っていく。
				1-1-2-2	学校教育課	埼玉県男女共同参画推進プラン等をもとに、埼玉県から出される広報や各種啓発資料を活用した。	2	埼玉県等が作成する資料などを活用し、理念の普及を図る。
			Ⅲ 性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための情報提供	1-1-2-3	総務人権課	○男女共同参画推進条例パンフレット、男女共同参画わこうプラン概要版に「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念」が盛り込まれているため、随時市民へ配布した。また、県が行う県民講座「知ってますか？LGBT」についてホームページに掲載した。 ○「性の多様性」をテーマにした男女共同参画情報紙「おるご〜る」を広報紙及びホームページに掲載し、情報提供及び啓発を行った。	1	性の多様性に関する基礎知識、実態、当事者の困難、対応策など継続的に情報提供を行っていく。
				1-1-2-3	健康保険医療課(保健センター)	電話相談でH30年度は3件あり。	2	今後も相談があれば、対応していく。
		③メディア・リテラシーの育成	Ⅰ メディア・リテラシーの育成をめざしたセミナー等の開催	1-1-3-1	総務人権課	○「デートDV防止セミナー」 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師:埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者:中学3年生138名	1	県政出前セミナーを活用し、セミナーを実施してもらえよう校長先生に案内をしていく。
				1-1-3-1	生涯学習課	学校が有する教育機能(施設・設備、人材など)を地域に開放していただくよう、学校に依頼したが、メディアリテラシーの視点を取り入れた講座の実績はなし。	2	今後も、学校が有する教育機能等を活用し、メディア・リテラシーの視点を取り入れた講座が開催できるよう、講師と調整を図るよう努める。
				1-1-3-1	坂下公民館	広報、啓発紙のパンフレットを公民館入り口のパンフレットスタンドに設置し、啓発ポスターを館内に掲示した。	2	今後も同様に実施していく。
				1-1-3-1	中央公民館	広報やパンフレット、ポスターやチラシを館内に掲示して啓発した。	1	今後も同様に実施していく。
				1-1-3-1	南公民館	広報やパンフレットを事務室前に置き、ポスター等を館内に掲示した。	2	今後も、同様に実施していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	③メディア・リテラシーの育成	Ⅱ ポスター掲示等による民間刊行物等への周知徹底	1-1-3-2	総務人権課	○国、県、市町村からの各種情報について、市内施設、ホームページにて周知した。 ○総合福祉会館3階図書コーナーにメディア・リテラシーに関する関連図書を設置し、啓発を行った。	1	今後も継続的に周知徹底を進めていく。
				1-1-3-2	産業支援課	固定的な男女の役割分担意識を解消するためには、個々の事業所での取組が不可欠である。そのため、県などの各機関から送付されたチラシ、パンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発を行った。	2	日常的に目に触れやすい場所(掲示板、窓口)にポスターやチラシ・パンフレット・ホームページなどを設置し、引き続き啓発に努める。
			Ⅲ市刊行物における男女平等の視点の指導徹底	1-1-3-3	総務人権課	○広報わこうを発行する前の段階で総務人権課が内容を確認し、メディア・リテラシーの視点で必要な部分に修正を加えるよう依頼した。 ○「和光市男女共同参画をすすめるための表現ガイド」を各課で活用してもらっている。	1	「男女共同参画をすすめるための表現ガイド」の活用により、市刊行物の男女共同参画の視点による作成について周知徹底を図る。
				1-1-3-3	秘書広報課	広報紙の発行に伴い、掲載する記事で使用する言葉や、イラストの選別を男女共同参画の視点をもって編集を行った。男女共同参画関連の記事としては、「男女共同参画わこうプラン推進員だより・おるご〜る」のコラムを4回(9・10・12・1月号)、特集「和光市男女共同参画情報紙・おるご〜る」(2ページ)を3月号に掲載した。また、その他イベント情報や講座等の記事を随時掲載した。ホームページについても、随時、情報の掲載を行った。	2	市が発行する刊行物は、広報の基本理念である中立性・公平性を保持するとともに、男女平等の視点に立った企画立案、適切な文章表現に努める。
			Ⅳ和光市表現ガイドの活用	1-1-3-4	総務人権課	各課所等に1冊ずつ、「和光市男女共同参画をすすめるための表現ガイド」を配付し活用してもらっている。	1	今後も和光市表現ガイドを配布するとともに、ホームページに掲載し、活用を進めていく。
			Ⅴ小、中学校におけるメディア・リテラシー教育の実施	1-1-3-5	学校教育課	発達段階に応じたメディア・リテラシーの育成。	2	幼・保・小連絡協議会や中学校区を中心とした小中連絡会と連携して取り組んでいく。
	(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消	①男女共同参画の視点に立った社会通	Ⅰ 広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	1-2-1-1	総務人権課	○和光市表現ガイドをホームページに掲載し、活用を進めた。 ○「性の多様性について考えよう」をテーマに、和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」を広報わこう平成31年3月号の中綴りとして発行し、市内約42,500部配布し、あわせてホームページに掲載した。 ○「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」を広報わこう平成30年9、10、12、平成31年1月号(計4回)に掲載し、市内及び近隣市に配布し、あわせてホームページに掲載した。	1	今後も広報やホームページの活用により、男女共同参画の視点に立った社会通念、慣行の普及啓発に努める。
				1-2-1-1	秘書広報課	広報紙の発行に伴い、掲載する記事で使用する言葉や、イラストの選別を男女共同参画の視点をもって編集を行った。男女共同参画関連の記事としては、「男女共同参画わこうプラン推進員だより・おるご〜る」のコラムを4回(9・10・12・1月号)、特集「和光市男女共同参画情報紙・おるご〜る」(2ページ)を3月号に掲載した。また、その他イベント情報や講座等の記事を随時掲載した。ホームページについても、随時、情報の掲載を行った。	2	今後も継続して、イラストや文章表現で性別による役割分担の意識を与えないように配慮する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消	① 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発	Ⅱ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けたセミナーの開催	1-2-1-2	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師：宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者：39名】	1	セミナーは毎年好評で、実り多いものとなっている。今後も市民のニーズを踏まえ、セミナーを継続して実施したい。
		② 男女共同参画に関する学習機会の充実	Ⅰ 男女共同参画の視点に立ったシンポジウム、セミナーの開催	1-2-2-1	生涯学習課	「わこう市政学習おとどけ講座」のメニューの1つとして、「ドメスティックバイオレンス(DV)ってなに？」を設定し、市民に広く周知を行い、講座の実施に向けた準備を行っていたが、市民から受講の申込がなかったため、実績なし。 なお、関係機関主催による男女共同参画に関する講座等の開催については、広く周知を行った。	2	今後も男女共同参画に関する学習機会の充実させるための講座として、わこう市政学習おとどけ講座の一つとして設定し、広く周知を行い、事業実施に向けた支援を行っていく。 また、講座開催にあたっては、講師を務める主管課と情報共有を行い、関係団体等に広く周知を行う。
				1-2-2-1	坂下公民館	性別、年齢等の固定観念にとらわれずに幅広く講座や教室を実施した。	2	今後も市民のニーズも踏まえ男女共同参画の視点に立った講座等を実施していく。
				1-2-2-1	中央公民館	性別・年齢にとらわれずに、幅広く各種講座や教室を実施した。	1	今後も同様に実施していく。
				1-2-2-1	南公民館	固定的な役割分担にとらわれず、各種イベントや講座を柔軟に企画し開催した。	2	今後も講座内容を精査し、男女共同参画の視点に立った講座等を開催する。
		③ 男女の自立を支える生活能力の向上	Ⅰ 家事・育児等に関する情報提供、セミナーの開催	1-2-3-1	生涯学習課	「わこう市政学習おとどけ講座」のメニューの1つとして、「ベビーマッサージ」「片付け術」「ジェンダー論入門」を設定し、市民に広く周知を行った。そのうち、「片付け術」に申し込みがあり15名が参加した。	2	今後も男女の自立を支える生活能力の向上を含めた育児に関する講座を、わこう市政学習おとどけ講座の一つとして設定し、広く周知を図り、事業実施に向けた支援を行っていく。 また、講座開催につながるよう、講師を務める主管課と情報共有を行い、関係団体等に広く周知を行う。
				1-2-3-1	坂下公民館	「子育て学級」『子どもを取り巻く環境について考え、実践法を学ぶ』 H31.1.29 2名 「生活教養講座」『おうちでできるキッズヘアアレンジ』 H31.3.10 21名(10組)	1	今後も家事・育児に関するテーマを幅広く考え、受講者の意識の向上を目指した講座を実施していく。
				1-2-3-1	中央公民館	「おやこ料理教室(全3回)」8/15、8/16、8/17。延べ参加人数23人。「いきいき教養講座(全5回)」1/17、1/24、1/31、2/7、2/14。延べ参加人数32人。「一般向け食育」全5回1/18、2/1、2/15、3/1、3/15、延べ参加人数46人。	1	今後も家事や育児等に関する講座を提供していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消	③男女の自立を支える生活能力の向上	I 家事・育児等に関する情報提供、セミナーの開催	1-2-3-1	南公民館	南公民館主催の各種講座を開催した。 健康づくり教室「ラジオ体操講座及びゲートボール体験教室」 生活教養講座「シニア向けスマートフォン教室」、「おとなの漢字教室」 料理教室「手打ちうどん教室」などを開催した。 「ラジオ体操とゲートボール」…参加延べ人数26名(内訳男性4名、女性22名)、「スマートフォン」参加延べ人数15名(内訳男性5名、女性10名)、「おとなの漢字」参加延べ人数19名(内訳男性10名、女性9名)、「手打ちうどん教室」…参加延べ人数9名(内訳男性3名、女性6名)	1	今後も男女の生活能力の向上に向けて、継続して講座を開催していきたい。
				1-2-3-1	市民活動推進課	○「食の安全に関する取組周知事業」として東日本大震災被災地食材への市民の理解を深めるための情報提供。(市民まつりにて、被災地の行政・地域団体等による安全性確保の取組の紹介、被災地食材利用の料理の試食。) ○消費生活講座「セルフメディケーション制度」他(14回開催) ○和光市政おとどけ講座の実施「消費者トラブル防止」他(6回開催) ○くらしを読むゼミナール(通信講座・スクーリング)実施(8月～11月)	1	今後も、性別による固定的な役割分担にとらわれないような、情報提供・講座を実施する。
			II 男性の家事・育児への参画意識を促すセミナーの開催	1-2-3-2	地域包括ケア課	・子育て世代包括支援センター3か所にて、プレパパママ教室を年6回ずつ、市内合計18回行った。教室での講義の中で、男性の家事・育児への参画意識を促す講義を行った。	1	・男性の家事・育児への参画について配偶者の妊娠時から意識付けしていく。
	(3) 男女平等教育の推進	①家庭における男女平等教育の推進	I 保護者を対象としたセミナー等の開催	1-3-1-1	生涯学習課	「わこう市政学習おとどけ講座」のメニューの1つとして、「ジェンダー論」を設定し、市民に広く周知を行い、講座の実施に向けた準備を行っていたが、市民から受講の申込がなく、実績なし。	2	家庭における男女平等教育の推進するための講座を、わこう市政学習おとどけ講座の一つとして設定し、広く周知を図り、事業実施に向けた支援を行っていく。また、講座開催につながるよう、講師を務める主管課と情報共有を行い、関係団体等に広く周知を行う。
				1-3-1-1	地域包括ケア課	子育て世代包括支援センター、児童センター、児童館及びファミリー・サポート・センターにおいて、各種子育てに関する講座、サロン等を開催した。	2	講座参加者アンケートなどで把握した課題を施策に反映し、講座内容を充実させていく。
			II 条例パンフレット等による情報提供と意識啓発	1-3-1-2	総務人権課	○男女共同参画週間パネル展等で条例パンフレットを配布するとともに、ホームページにより情報提供と意識啓発を行った。 ○総合福祉会館3階図書コーナーに男女平等の視点に基づいた図書(ワーク・ライフ・バランス等)を設置した。	1	今後も条例パンフレット等により、情報提供と意識啓発を進めていく。
			III 男女平等の視点に基づいた図書の提供	1-3-1-3	図書館	新たに出版された本の中から、男女平等の視点に基づき、家事や育児等に関する図書(分類:367.3)を6冊購入し設置した。	2	今後も家庭内における家事や育児が男女平等であるといった視点をもち、図書等の選書を行っていく必要がある。 また図書については、男女共同参画に関する新刊本の購入や、期間限定的であるかもしれないが、男女共同参画を担当している総務人権課と連携し、男女共同参画に関する図書のコーナーの設置も考えていきたい。
				1-3-1-3	坂下公民館	図書館の協力の下、公民館図書室に市民への貸出・閲覧用の関連図書の提供に努めた。	2	今後も同様に関係図書の有効活用を進めていく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(3) 男女平等教育の推進	① 家庭における男女平等教育の推進	Ⅲ 男女平等の視点に基づいた図書の提供	1-3-1-3	中央公民館	公民館図書室に、図書館の協力の下、関連図書の提供に努めた。	2	今後も同様に実施していく。
				1-3-1-3	南公民館	図書館の協力のもと、公民館図書室に男女平等の視点に立った関連図書を検討し、設置した。	2	今後も、各公民館や図書館と連携し、関連図書設置に向けて取り組む。
				1-3-1-3	保育施設課	児童センター等(指定管理者)で、絵本やコミックを購入する際に、男児向け、女児向けいずれかに偏らないように、注意し選定した。	2	図書の新規購入の際は、男女平等の視点を欠くことのないよう注意を続けていきたい。
				1-3-1-3	総務人権課	総合福祉会館3階図書コーナーに男女平等の視点に基づいた図書(ワーク・ライフ・バランス等)を設置した。	1	今後も定期的に男女共同参画関連図書を購入し、総合福祉会館3階図書コーナーに設置、整理を行う。
		② 学校・保育園・幼稚園における男女平等教育の推進	Ⅰ 男女共同参画に関するチラシの配布やポスター掲示等による学校・保育園・幼稚園への男女平等教育の普及	1-3-2-1	総務人権課	○男女共同参画に関するチラシ・ポスターを学校・保育園等随時配布した。 ○男女共同参画週間中に、和光市男女共同参画推進条例パンフレット(こども用)を、市内全小学校3年生児童に計797部(各小学校3年生児童数+予備10部ずつ)配付した。	1	今後も継続的に和光市男女共同参画推進条例パンフレット(こども用)やチラシの配布、ポスター掲示を実施し、男女平等教育の普及を行う。
				1-3-2-1	学校教育課	和光市幼・保・小連絡協議会による研修会を行い、男女平等教育の啓発を行った。	2	今後も幼・保・小連絡協議会を中心として取り組んでいく。
				1-3-2-1	保育施設課	各保育園、幼稚園、子育て支援センター及び児童センター(館)において、男女共同参画に関するチラシやポスター、総務人権課主催の講座の案内チラシの配布または掲示を行った。	2	今後も総務人権課と連携しながら、保育園、幼稚園、支援センター等に男女共同参画に関するポスターやチラシを配置することで男女平等教育の重要性について広く周知していく。
			Ⅱ 教育現場に応じた混合名簿の推進	1-3-2-2	学校教育課	小・中学校の式典等における男女混合呼名は12校全てで実施している。また、出席簿、児童名簿、クラス名簿、健康観察簿、指導要録等も男女混合名簿で実施している。	1	今後も取組の継続を推進し、男女平等教育を推進する。
				1-3-2-2	各保育園	○保育現場において、各種名簿等は男女混合で実施した。	1	引き続き男女の区別を意識させないよう、混合名簿を使用していく。
			Ⅲ 男女平等の視点に基づいた図書の選定	1-3-2-3	学校教育課	男女平等の視点に立った図書の購入に努めた。	2	男女平等の視点に基づいた図書の効果的な活用についての研修を進めていく必要がある。
				1-3-2-3	各保育園	○男女平等の視点に基づいて、保育教材に使用する図書を選定した。	1	引き続き男女平等の視点に基づくことも含め、広く人権に配慮した図書を選定していく。
			Ⅳ 幼保小連絡協議会を通じた、教育指導の推進	1-3-2-4	学校教育課	和光市幼・保・小連絡協議会を年間5回実施するほか、各園・各校において、連携実践を行った。	1	幼・保・小連絡協議会を中心に、今後も研修会と実践を充実させていく。
				1-3-2-4	保育サポート課	幼・保・小連絡協議会を通じて、すべての児童・園児が円滑な連携がとれるよう指導している。	2	今後も、円滑な連携の中で、男女平等の指導をしていきたい。
				1-3-2-4	各保育園	○小学校、幼稚園、保育クラブなど、年間計画を立て交流した。	1	職員の意識を高め合い、交流の方法など工夫し継続実施していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(3) 男女平等教育の推進	②学校・保育園・幼稚園における男女平等教育の推進	V児童、生徒の発達に応じた性教育の推進	1-3-2-5	学校教育課	保健体育【保健分野】、学級活動において、年間指導計画に基づき、発達段階に応じた性教育を推進している。	2	養護部会、主任会等での研修、情報交換を通し、性教育に関する指導計画、指導内容の工夫改善をさらに進めていく。
			VIPTA・保護者会等への男女平等意識の啓発	1-3-2-6	総務人権課	○男女共同参画に関するチラシ・ポスターを学校・保育園等随時配布した。 ○男女共同参画週間中に、和光市男女共同参画推進条例パンフレット(こども用)を、市内全小学校3年生児童に計797部(各小学校3年生児童数+予備10部ずつ)配付した。	1	今後も継続的に和光市男女共同参画推進条例パンフレット(こども用)やチラシの配布、ポスター掲示を実施し、男女平等教育の普及を行う。
				1-3-2-6	学校教育課	行事や保護者会を通して、意識啓発に努めている。 毎年市内在住の小学校1～3学年とその保護者を対象に「親子料理教室」を開催し、男女の役割や平等性の意識が育つようにしている。	1	PTA・保護者の会等の活動においても男女共同参画の視点をもった取組を進めていく。また、親子料理教室なども継続的に実施していく方向で検討する。
			VII男女平等に関する学習内容や指導方法を充実させるための調査・研究の推進	1-3-2-7	学校教育課	夏季休業中に人権教育に関する研修会が開催され、全ての小・中学校から担当教員が参加し、参加教員が中心となり、各校で研修会を開催し、全教員の意識が高まるようにしている。また、毎年、人権作文や人権標語にも積極的に取り組んでいる。小学校を対象の男女平等教育講演会では、全ての小学校から代表教員が参加している。研修等を通じて、各学校におけるカリキュラムや学習指導の工夫改善に努めている。	2	今後も、男女平等教育の推進が図れるよう、研修での成果を各学校の教育活動の工夫改善に生かすよう努めていく。
				1-3-2-7	各保育園	○男女平等に関する保育方法を充実させるための研究の推進として、園内での会議や研修等において男女平等教育の視点に基づいた保育の検討等を行った。	2	引き続き、男女平等や人権を大切にする心を育てる保育のあり方について検討に努めていく必要がある。
			VIII教員、保育士等への男女平等研修の実施	1-3-2-8	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師:宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者:39名(職員33名、企業6名)】 ○「デートDV防止セミナー」 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師:埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者:中学3年生138名	1	今後も、セミナー・研修を実施し、教員、保育士等への参加を促したい。
				1-3-2-8	学校教育課	夏季休業中に人権教育に関する研修会が開催され、全ての小・中学校から担当教員が参加し、各校で全教員へ伝達をしている。	2	研修会、講演会に参加し、研修内容の確実な伝達を進める。
				1-3-2-8	保育サポート課	○総務人権課による男女共同参画セミナーへ保育士の参加を要請した。	2	男女平等、男女共同参画研修への保育士参加について今後とも要請をしていく。
				1-3-2-8	各保育園	○総務人権課等主催による男女共同参画職員研修に保育士が参加した。 ○職員及び実習生などに対して、性差についての資料をもとに指導を行った。	1	今後も、男女平等、男女共同参画研修へ参加できるよう調整を行っていく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
1 男女共同参画意識の普及啓発	(3) 男女平等教育の推進	稚②園・学校・保育園における男女・平幼等教育の推進	区小学校・中学校における管理職教員数の男女差の解消に向けた検討	1-3-2-9	学校教育課	市内小・中学校管理職 校長男性11名、女性1名、教頭男性9名、女性3名。合計男20名、女4名である。女性管理職の割合は、17%である(前年度12%)である。	2	男女問わず、管理職としての指導力があり、見識ある人物を登用していく。
		③地域における男女平等教育の推進	I 男女がともに地域に参画するために必要な学習機会の提供	1-3-3-1	生涯学習課	「わこう市政学習おとどけ講座」のメニューの1つとして、「ドメスティックバイオレンス(DV)ってなに」を設定し、市民に広く周知を行い、講座の実施に向けた準備を行っていたが、市民から受講の申込がなく、実績なし。	2	今後も男女共同参画に関する学習機会の充実させるための講座として、わこう市政学習おとどけ講座「ドメスティックバイオレンス(DV)ってなに」を設定し、広く周知し、事業を支援していく。
				1-3-3-1	坂下公民館	「地域課題講座」『第3弾！地域のつながりをつくる防災講座「子ども向けイツモ防災講座」』H30.12.2(日) 9名(4組) 「じゃがいも掘り」H30.6.30(土)67名(19組) 「坂下公民館まつり」H30.5.18(金)～20(日) 3,400名 「坂下風手打ちうどん教室」H30.11.25(日) 28名(10組) 「地域文化教室」『地域に伝わる田舎まんじゅう作り』 H30.9.10(月) 14名	1	今後も、男女共同参画の視点で地域に根付いた幅広い講座開催を実施していく。
				1-3-3-1	中央公民館	地域課題講座(全3回)「特殊詐欺から身を守る」12/12、7名、「無理なく簡単に出来る食事法」1/23 16名、「イツモ防災」2/5 12名 合計参加人数35名。「スプリングコンサート」3/16.参加人数200人。	1	今後も同様に実施していく。
				1-3-3-1	南公民館	南公民館主催「地域課題講座～地域での防災についてみんなで確認しましょう～」、「南公民館まつり」や「第8回音楽のつどい～ハートウォームコラボ～」を開催した。 また、和光市南公民館利用団体協議会と共催で開催した「第5回交流会つながる輪・WA・和サマーコンサート」、など、地域活動と関わりのある事業を開催した。 「地域課題講座～地域での防災についてみんなで確認しましょう～」…参加延べ人数13名(内訳男性1名、女性12名)、「南公民館まつり」参加延べ人数2,200名、「第8回音楽のつどい～ハートウォームコラボ～」…参加延べ人数94名(内訳男性41名、女性53名) 「第5回交流会つながる輪・WA・和サマーコンサート」…参加延べ人数64名(内訳男性23名、女性41名)	1	今後も、男女共同参画の視点で様々な学習環境について検討し、講座を開催していく。
			II 放課後こども教室における男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	1-3-3-2	生涯学習課	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、男女共同参画の視点も取り入れながら、勉強・スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供した。開催回数:190回、参加者数:延べ3,990人。	1	今後も企画・立案・実施については、市民や子どもたちの意見を取り入れて、事業を継続していく。 また、男女共同参画の視点を、地域の方との交流を通じて学ぶことができるよう努める。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透	①DV・セクハラ防止のための意識啓発	ⅠDVやセクハラ防止に向けたシンポジウム、セミナー、広報、ホームページ、ポスター等による市民・団体・市内事業所への啓発	2-1-1-1	総務人権課	○「デートDV防止セミナー」実施。 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師:埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者:中学3年生138名 ○国や県から配布されたDV関連ポスターを掲示した。	1	デートDV防止セミナーの実施については、校長会にて学校へ依頼を行う。 ポスターによる掲示など、目に付きやすい形の啓発を継続していく。 広報、ホームページ、ポスター等により、継続して啓発を行う。
				2-1-1-1	生涯学習課	「わこう市政学習おとどけ講座」のメニューの1つとして、「ドメスティックバイオレンス(DV)ってなに？」を設定し、市民に広く周知を行い、講座の実施に向けた準備を行っていたが、市民から受講の申込がなかったため、実績なし。 なお、関係機関主催によるDVやセクハラ防止等に向けた講座の開催情報については、広く周知を行った。	2	今後もDV・セクハラ防止のための意識啓発を目的とした講座として、わこう市政学習おとどけ講座の一つとして設定し、広く周知を行い、事業実施に向けた支援を行っていく。 また、和光市人権教育推進協議会と連携し、研修会を開催し、意識啓発を行う。
				2-1-1-1	産業支援課	セクシャルハラスメントが発生しない職場環境づくりと雇用管理の実現に向けた対策が必要であることから、各機関から送付されたチラシ、パンフレット等の配布、ポスターの掲示等を行った。	2	日常的に目に触れやすい場所(掲示板窓口)へのポスター掲示やチラシ・パンフレット・ホームページ等により、継続的啓発活動に努める。
				2-1-1-1	坂下公民館	広報、啓発紙のパンフレットを公民館入り口のパンフレットスタンドに設置した。また、啓発ポスターを館内に掲示した。	2	今後も同様に実施していく。
				2-1-1-1	中央公民館	広報やパンフレット、ポスターやチラシを館内に掲示して啓発した。	1	今後も同様に実施していく。
				2-1-1-1	南公民館	広報やパンフレット、ポスター等を館内に掲示した。	2	今後も同様に実施していく。
			ⅡDV、セクハラ防止に向けた職員への研修や啓発	2-1-1-2	総務人権課	○男女共同参画庁内連絡会議実施 平成31年3月19日(火)10:00-11:00 502会議室 出席者:主査級以上の委員33名 庁内連絡会議にて、LGBTの基礎知識を得るためにLGBTに関するDVDを見てもらう。平成31年3月号広報紙の中綴りとして和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」を発行し、「性の多様性について考えよう」をテーマとしたことを報告。LGBTの実態と職員としても気を付けるべき言葉遣いや表現を伝えた。 ○国や県から配布されたDV関連ポスターを掲示した。	1	今後も継続して職員への啓発を実施する。
				2-1-1-2	職員課	平成30年度和光市職員研修計画に基づき「人権問題研修」を実施し、DVやセクシャル・ハラスメント等の人権問題について正しい理解と認識を深めた。 実施日:平成31年6月27日 実施時間:①午前10時～午前11時30分 ②午後1時30分～午後3時 受講者:①36名(男14名、女22名)、②29名(男17名、女12名)	1	職員研修計画において、各課の専門性を活かすことができる一般研修は各課主催研修として実施しているが、人権問題については職員として必要な知識であることから、引き続き、人材育成を担当する職員課が実施する。 また、平成27年度から平成32年度までの期間に全ての職員が受講する「人権問題研修」を実施する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透	① DV・たV・ため・セクハラ啓発防止	Ⅲ若年者に対するデートDV防止セミナーの開催と関連資料の配布による啓発	2-1-1-3	総務人権課	○「デートDV防止セミナー」実施。 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師:埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者:中学3年生138名 ○ホームページ内に「STOP THE DV(配偶者等からの暴力の根絶)」のページを設け、随時情報提供をした。 ○国や県から配布されたDV関連ポスターを掲示した。	2	リーフレットの配付は、埼玉県男女共同参画課から配付していくことになったため、ポスターによる掲示など、目に付きやすい形の啓発を継続していく。 広報、ホームページ、ポスター等により、継続して啓発を行う。
				2-1-1-3	学校教育課	中学校において生徒を対象に、デートDV防止の講演会を実施した。	2	今後も積極的に実施していく。
		② 児童虐待防止のための意識啓発	I 広報、ホームページ、ポスター等を通じた市民・団体への啓発	2-1-2-1	地域包括ケア課	ネウボラ課で発行している子育てガイドブックに市の相談窓口を掲載し、情報提供をしている。また、こどもの面前で行われるDVは、こどもへの心理的虐待にあたるため、虐待行為の防止について、子育てガイドブックや、市ホームページ等に掲載し、周知している。	2	ネウボラ課等の関係課と連携しながら虐待防止PRを行っていく。 県の虐待通報ダイヤル「#7171」のチラシ配布で周知を図る
			Ⅱ 児童虐待防止に向けたシンポジウムやセミナーの開催及び開催支援	2-1-2-2	保育サポート課	平成30年度和光市子ども・子育て支援事業従事者研修(連続研修第1回～3回)の中で、市内保育士及び子育て支援関係事業者等を対象として、児童虐待防止に繋がる福祉分野における地域内連携、世帯支援の方法等について学ぶ機会を提供した。	2	引き続き保育士、事業者向けの研修を行ない、児童虐待防止の周知を進めていく。
			Ⅲ「子どもの権利条例」制定の検討	2-1-2-3	ネウボラ課	先進事例の情報収集に努めた。子育てガイドブックに子どもの権利条約を掲載した。子ども・子育て支援会議内で、子どもの権利についても検討し、検討内容を事業計画中間見直しの中で掲載した	2	子どもの権利について、今後も検討し、子ども・子育て支援事業計画の見直しに反映させていく
	(2) 相談窓口の充実と周知	① DV・セクハラ相談窓口の充実と周知、被害の早期発見と未然防止	I 女性相談の充実と周知	2-2-1-1	市民活動推進課	○毎月第二、第四火曜日に女性相談を実施。専門の心理カウンセラーが市民(女性)の相談に対応した。相談者の状況に応じ、適宜、関係所管課と連携を図り対応を行っている。年間相談件数は79件。イベント開催時や自治会回覧による相談案内チラシ配布の他、庁舎1階のトイレなどに小さなパンフレットを設置し、周知を図った。	2	○他の専門家による無料相談と異なり、女性が抱える悩みに寄り添いつつ自立を促す取組は、その必要性を重視して継続していく必要がある。 ○女性相談は男女共同参画実現の上で中心となる取組のひとつである。相談内容を精査し、相談者の実態を施策につなげられるよう、効率的な事務の遂行のため、所管の検討をすることが必要である。
			Ⅱ 男女共同参画苦情処理相談の窓口の周知と活用	2-2-1-2	総務人権課	○男女共同参画苦情処理委員を2名<女性1名大学教授、男性1名弁護士>に委嘱し、相談に応じて随時窓口を設置しており、和光市ホームページ、条例パンフレットなどで周知している。 ・平成30年度相談申立件数 0件 ○広報わこう「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」の下段に「男女共同参画苦情処理相談の窓口」について掲載し、周知した。	1	今後も随時相談に応じれるよう体制を整え、窓口の活用について、引き続き広報おるご～る欄に周知記事を入れるなどして、より広く市民へ周知する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(2) 相談窓口の充実と周知	①DV・セクハラ相談窓口の充実と周知、被害の早期発見と未然防止	ⅢDV・セクハラに関する外部相談機関の情報提供	2-2-1-3	総務人権課	○「デートDV防止セミナー」実施。相談先の情報提供を行った。 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師:埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者:中学3年生138名 ○平成30年6月23日から29日の間、男女共同参画週間パネル展を実施した。「考えよう!わたしたちの働き方・暮らし方」のパネル展示により周知を行った。 ○ホームページ内に「STOP THE DV(配偶者等からの暴力の根絶)」のページを設け、随時情報提供をした。 ○国や県から配布されたDV関連ポスター・相談リーフレット等を随時設置・配布した。	1	ポスターによる掲示など、目に付きやすい形の啓発を継続していく。広報、ホームページ、ポスター等により、継続して啓発を行う。
				2-2-1-3	市民活動推進課	○相談内容に応じて、埼玉県等の外部相談機関を案内している。	2	○今後も継続していく。
				2-2-1-3	社会援護課	地域包括ケア課を中心に相談状況や、相談者の経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
				2-2-1-3	長寿あんしん課	高齢者虐待防止法や消費者保護法、成年後見制度といった法制度等の活用により高齢者の権利救済を行うため、個別の案件に対しても、必要に応じて庁内関連部署及び関係・協力機関等への報提供と連携を図り、チームによる対応を実施している。特に平成26年度からは地域包括ケア課の総合相談支援調整担当が中心となりチーム編成を行い、早期の発見やチーム支援できるように取り組んでいく。	2	被害者の訴えだけでなく、当事者を取り巻く環境等に関しても詳細なアセスメントを行い、適切な課題抽出と迅速な問題解決に努める。
				2-2-1-3	地域包括ケア課	ネウボラ課で発行している子育てガイドブックに市の相談窓口を掲載し、情報提供をしている。また、こどもの面前で行われるDVは、こどもへの心理的虐待にあたるため、虐待行為の防止について、子育てガイドブックや、市ホームページ等に掲載し、周知している。	1	ネウボラ課等の関係課と連携しながら虐待防止PRを行っていく。 県の虐待通報ダイヤル「#7171」のチラシ配布で周知を図る
				2-2-1-3	学校教育課	関係所管と連携を図り、DV等に関する情報共有による被害者支援及びポスター、チラシ等で情報提供を行った。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
				2-2-1-3	ネウボラ課	母子保健相談の中で母親からの相談があった際、早期に地域包括ケア課につなぎ、速やかに個別支援を開始した	2	母子保健の中で、継続支援が必要なケースは地域包括ケア課につなぎ、速やかに個別支援を開始する
			Ⅳセクハラ防止に向けた職場環境の整備、苦情及び相談への対応	2-2-1-4	職員課	和光市職員のハラスメントの防止等に関する要綱及び和光市ハラスメント被害処理委員会設置要綱に基づき、ハラスメント防止に向けた職場環境の整備(苦情及び相談窓口の設置)を行っている。	1	メンタル相談のカウンセラーによる相談体制を継続する。

基本 目標	主要 目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(2) 相談窓口の充実と周知	① DV・セクハラ相談窓口の充実と周知、被害の早期発見と未然防止	Vわこう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレパママ教室、予防接種等)、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応	2-2-1-5	地域包括ケア課	母子手帳交付時に、虐待リスクのアセスメントを全件実施し、課題のある妊婦に対しては妊娠期からの支援を実施している。	1	虐待の早期発見と未然防止に向けて、妊娠期からの相談支援を継続する。
				2-2-1-5	市民活動推進課	○女性相談を毎月第二、第四火曜日に実施し、専門の心理カウンセラーが市民(女性)の相談に対応した。平成30年度相談件数は79件。 ○市民相談において、児童虐待や暴力に関係する相談を受けた際は、迅速に関係所管課に話をつないだ。	2	今後も、適切な予約受付体制を保ちつつ、引き続き相談事業を実施し、身近な相談窓口になるよう周知を徹底する。 ○今後も引き続き女性相談を端緒とし、さらなる被害の早期発見、未然防止につなげられるよう、連携を図っていく必要がある。
				2-2-1-5	社会援護課	地域包括ケア課を中心に相談状況や、相談者の経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
				2-2-1-5	長寿あんしん課	市職員、地域包括支援センター、介護サービス事業者等による訪問や調査等のあらゆる機会を通じて高齢者の生活状況を観察し、虐待被害(身体・心理的虐待、金銭的虐待、介護放棄等)の早期発見と未然防止に努めている。 また、介護保険給付適正化の取組として行っているレセプト点検や、医療機関等からの情報提供により虐待ケースの把握に努めている。	2	身体状況の悪化や生活環境の後退などから虐待被害の兆候を察知するなどの洞察分析を行う。(洞察分析のスキルアップを図る。)
				2-2-1-5	ネウボラ課	・こんにちは赤ちゃん訪問や健診時に課題が挙がったケースは地域包括ケア課につなぎ、個別支援につなげている。	1	・健診未受診者へのアウトリーチ型の支援を強化し、リスクの早期発見と予防をする。 ・今後も同様に取り組む。
				2-2-1-5	学校教育課	各校の相談員や教育支援センター臨床心理士を中心に、育児に関する相談窓口の充実と周知をし、被害の早期発見と未然防止に努めた。相談員研修において、社会福祉課職員が相談窓口の紹介等を行った。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
			VI被害の早期発見と未然防止に向けた地域への情報提供	2-2-1-6	総務人権課	○ホームページ内に「STOP THE DV(配偶者等からの暴力の根絶)」のページを設け、随時情報提供をした。 ○国や県から配布されたDV関連ポスター・相談リーフレット等を随時設置・配布した。	1	被害の早期発見と未然防止に向けて、今後も地域への情報提供を行う。
		充② 実育期と児童発達支援センター等、子育てに関する外部相談機関との連携	I 児童虐待防止相談、家庭児童相談の実施	2-2-2-1	地域包括ケア課	地域の相談支援拠点である子育て世代包括支援センター5箇所で、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築している。	1	拠点での相談支援体制を充実させる。
			II 産前産後ケアセンター等、子育てに関する外部相談機関との連携	2-2-2-2	ネウボラ課	・平成30年度より、わこう産前・産後ケアセンターはサービス拠点と位置づけられることとなった。サービス拠点としての連携は必須のため、なお一層連携を図る。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業をわこう助産院(産前・産後ケアセンター)に委託し実施	2	継続実施

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(2) 相談窓口の充実と周知	② 育児に関する相談窓口の充実と周知、児童虐待の早期発見と未然防止	Ⅲおかあさん相談、すくすく相談、心理相談、電話・来所相談、栄養相談の実施	2-2-2-3	ネウボラ課	おかあさん相談・乳児相談は平成29年度より子育て世代包括支援センターで実施されている。すくすく相談、心理相談、窓口・電話相談実施。母子の場合は主たる相談に付随して出てくるが多かった。	2	継続実施
			Ⅳわこう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレパパママ教室、予防接種等)、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応	2-2-2-4	ネウボラ課	こんにちは赤ちゃん訪問時や育児相談などに付随して相談があった場合は、相談機関につなぐように対応をした。また、虐待早期発見と未然防止に向けた対応に努めた。 健診未受診者の中には家庭に問題を抱えたケースも多いため、健診未受診者について所在の把握を行った	2	継続実施
				2-2-2-4	地域包括ケア課	地域の相談支援拠点である子育て世代包括支援センター5箇所で、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築している。	1	拠点での相談支援体制を充実させる。
				2-2-2-4	学校教育課	育児に関する相談の充実を図り、被害の早期発見と未然防止に努めた。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
				2-2-2-4	市民活動推進課	○毎月第二、第四火曜日に女性相談を実施。専門の心理カウンセラーが市民(女性)の相談に対応した。平成30年度相談件数は79件。 ○市民相談において、児童虐待や暴力に関係する相談を受けた際は、関係所管課に話をつないだ。	2	他の専門家による無料相談と異なり、女性が抱える悩みに寄り添いつつ自立を促す取組は、その必要性を重視して継続していく必要がある。
				2-2-2-4	社会援護課	地域包括ケア課を中心に相談状況や、相談者の経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
			Ⅴ児童虐待の早期発見と未然防止に向けた地域やNPOとの連携	2-2-2-5	地域包括ケア課	地域の相談支援拠点である子育て世代包括支援センターをNPO等への委託を行い、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築している。	1	地域やNPOとの連携を強化し、児童虐待の早期発見と未然防止に努める。
		③ 関係機関との情報共有	Ⅰ 和光市DV対策ネットワーク等による情報共有	2-2-3-1	総務人権課	○平成29年1月の組織改正に伴い、平成29年度に和光市DV対策ネットワーク会議の開催要綱が変更され、名称が「要保護児童及びDV対策地域協議会」に変更となる。名称変更後、関係機関の見直しがあり、総務人権課は関係機関から外れたため、該当なし。	5	組織改正に伴い、啓発を中心に進めていく。
				2-2-3-1	市民活動推進課	○和光市DV対策ネットワークに構成員として参加するとともに、女性相談や市民相談において、児童虐待や暴力に関係する相談を受けた際は、関係所管課に話をつないだ。	2	○会議開催時には積極的に参加し、共有できる情報は関係所管課に適宜提供していく。
				2-2-3-1	社会援護課	地域包括ケア課を中心に相談状況や、相談者の経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。要保護児童及びDV対策地域協議会を開催。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(2) 相談窓口の充実と周知	③ 関係機関との情報共有	Ⅰ 和光市DV対策ネットワーク等による情報共有	2-2-3-1	地域包括ケア課	要保護児童及びDV対策地域協議会を開催し、情報の共有や連携の強化を図った。	2	部局および複数課に係る事例に関しては、情報を集約(一元化)し連携を図る
				2-2-3-1	長寿あんしん課	高齢者虐待防止法や消費者保護法、成年後見制度といった法制度等の活用により高齢者の権利救済を行うため、個別の案件に対しても、必要に応じて庁内関連部署及び関係・協力機関等への情報提供と連携を図り、チームによる対応を実施している。特に平成26年度からは地域包括ケア課の総合相談支援調整担当が中心となりチーム編成を行い、早期の発見やチーム支援を実施している。	2	被害者の訴えだけでなく、当事者を取り巻く環境等についても詳細なアセスメントを行い、適切な課題抽出と迅速な問題解決に努める。
				2-2-3-1	ネウボラ課	健診未受診者などのやり取りなどで情報共有した。	2	継続実施。
				2-2-3-1	学校教育課	DVの未然防止や早期発見に向けて、関係機関との情報共有を行った。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
				2-2-3-1	情報推進課	住民情報にかかるシステム(基幹系システム)を管理している課として、和光市DV対策ネットワーク会議の情報の共有を図った。マイナンバー制度におけるDV被害者に係る情報連携等について、グループウェア等で情報共有を図っている。	2	引き続きシステムによるネットワークを強化、活用し、関係機関との情報を共有することで、迅速、かつ的確な対応を図る。
			Ⅱ 女性相談担当者会議による情報共有	2-2-3-2	市民活動推進課	○30年度は担当者会議を開催せず、女性相談や市民相談の中で、相談内容や相談者の状況に応じて関係各課と連絡調整し、相談者への支援及び情報の共有を図った。	2	○今後も会議形式にこだわらず、情報共有したい内容や要求されるスピード感などにより情報共有の方法を選択し、関係各課と情報共有を図っていく。 ○特に、日常業務から関係各課との情報共有・連携が重要であり、適宜、連絡調整を行い、連携強化に努める必要がある。
			Ⅲ 要保護児童対策地域協議会による情報共有	2-2-3-3	地域包括ケア課	庁内関係部署および警察、医師会、教育委員会が参加する要保護児童及びDV対策地域協議会を開催。	1	要保護児童及びDV対策地域協議会を課題解決を図るための組織として位置づけ、関係機関の協力体制による個別支援の更なる機能化を図る。
				2-2-3-3	総務人権課	○平成29年1月の組織改正に伴い、平成29年度に要保護児童対策地域協議会の開催要綱が変更され、名称が「要保護児童及びDV対策地域協議会」に変更となる。名称変更後、関係機関が見直しとなり、総務人権課は関係機関から外れたため、該当なし。	5	組織改正に伴い、啓発を中心に進めていく。
				2-2-3-3	社会援護課	地域包括ケア課を中心に相談状況や、相談者の経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。要保護児童及びDV対策地域協議会を開催。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
				2-2-3-3	学校教育課	未然防止や早期発見に向けて、関係機関との情報共有を行った。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
				2-2-3-3	各保育園	協議会での情報共有はなかったが、個別の例として対応した。	2	今後も関係機関と連携し、早期に対策がとれることが望ましい。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	①DV被害者の安全確保及び一時保護	I 緊急時安全確保及び一時保護	2-3-1-1	社会援護課	身体的・経済的DVの被害の訴えとがあった相談者について、生活保護の適用となる場合、新たな居所設定の支援、及び一時保護をする。平成30年度の利用実績は無し。	5	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
			II 緊急時避難者宿泊施設の提供	2-3-1-2	社会援護課	平成30年度の利用実績は無かった。	5	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、迅速な対応を図る。
		②DV被害者の自立に向けた支援	I 市役所での手続き支援	2-3-2-1	地域包括ケア課	必要に応じて関係部署と連携し、手続き支援を行った。	1	関係部署と連携し、DV被害者の自立に向けた支援を実施する。
			II 必要に応じた同行支援	2-3-2-2	社会援護課	被害者のメンタルケアの為に医療機関受診に同行。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図ることとする。
				2-3-2-2	地域包括ケア課	DV被害者の自立に向けた同行支援を実施	1	関係機関・関係部署と連携し、DV被害者の自立に向けた支援を実施する
				2-3-2-2	学校教育課	DV被害者の自立に向けた支援をした。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
			III 被害者の心のケア	2-3-2-3	健康保険医療課(保健センター)	こころの相談や保健師の個別相談にて対応。	2	継続実施。
				2-3-2-3	市民活動推進課	○毎月第二、第四火曜日に女性相談を実施。専門の心理カウンセラーが市民(女性)の相談に対応した。平成30年度相談件数は79件。 ○相談内容により、必要に応じてDV担当課との連携を図った。	2	○女性相談は、DVを受けた方からの相談へ専門の心理カウンセラーが対応しており、被害者の心のケアに寄与していると考える。
			IV 同伴者の子どもの就学等への対応と心のケア	2-3-2-4	地域包括ケア課	子育て世代包括支援センターの母子保健ケアマネジャー、子育て支援ケアマネジャーの個別相談にて対応。	1	継続実施。
				2-3-2-4	学校教育課	DV被害者の自立に向けた支援をした。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
			V 被害者の自立に向けた経済的支援	2-3-2-5	社会援護課	DV被害者を特定した、自立に向けての経済的支援は無いが、必要に応じて生活保護を適用。	2	生活困窮者に対する助言、援助等の充実を図る。
			VI 被害者が安全に安心して生活できる居住確保に向けた支援	2-3-2-6	社会援護課	身体的・経済的DVの被害の訴えとがあった相談者について、生活保護の適用となる場合、新たな居所設定の支援、及び一時保護を適用する。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
			VII 外国人、高齢者、障がい者への配慮及び支援	2-3-2-7	地域包括ケア課	関係機関・関係部署と連携し、各々の専門職が支援を行った。	1	高齢者、障害者には各々の専門職が専門性を活かして対応を図る

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	②DV被害者の自立に向けた支援	Ⅶ外国人、高齢者、障がい者への配慮及び支援	2-3-2-7	長寿あんしん課	高齢者虐待防止法や消費者保護法、成年後見制度といった法制度等の活用により高齢者の権利救済を行うため、個別の案件に対しても、必要に応じて庁内関連部署及び関係・協力機関等への情報提供と連携を図り、チームによる対応を実施している。特に平成26年度からは地域包括ケア課の総合相談支援調整担当が中心となりチーム編成を行い、早期の発見やチーム支援を実施している。	2	被害者の訴えだけでなく、当事者を取り巻く環境等に関しても詳細なアセスメントを行い、適切な課題抽出と迅速な問題解決に努める。
				2-3-2-7	社会援護課	障害福祉相談員、相談支援専門員を配置し、障害のある方や家族に対して日常の相談業務を行っている。	2	引き続き相談業務を通じて情報を的確に把握し、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
			Ⅷ被害者の経済的自立に向けたスキルアップセミナーの開催、情報提供	2-3-2-8	産業支援課	他機関が開催するセミナー等に関するチラシ・パンフレット・ポスター等を配置することにより、被害者の経済的自立への推進について周知した。	2	勤労青少年ホームにおいて、県事業や関係団体等と連携した事業の実施を検討する。
				2-3-2-8	総務人権課	○ホームページに、県女性キャリアセンターのリンクを貼った。 ○県女性キャリアセンター開催のセミナーチラシ等を随時設置、配布した。 ○「女性の就職支援セミナー」平成30年7月6日(金)10:00～12:00 和光市役所602会議室 講師：女性キャリアセンターキャリアカウンセラー【参加者：13名】	2	被害者の自立支援に向けたスキルアップセミナーの開催はなかったが、女性の再就職支援セミナーを開催し、県女性キャリアセンターのセミナー開催チラシ等を設置した。 今後は、スキルアップセミナーの開催についても検討する。
		③支援体制の強化と関係機関との連携	Ⅰ和光市DV対策ネットワーク等による情報共有と連携	2-3-3-1	総務人権課	○平成29年1月の組織改正に伴い、平成29年度に和光市DV対策ネットワーク会議の開催要綱が変更され、名称が「要保護児童及びDV対策地域協議会」に変更となる。名称変更後、関係機関が見直しとなり、総務人権課は関係機関から外れたため、該当なし。	5	組織改正に伴い、啓発を中心に進めていく。
				2-3-3-1	市民活動推進課	○和光市DV対策ネットワークに構成員として参加するとともに、女性相談や市民相談において、児童虐待や暴力に関係する相談を受けた際は、関係各課に話をつないだ。	2	○会議開催時には積極的に参加し、共有できる情報は関係各課に適宜提供していく。
				2-3-3-1	社会援護課	地域包括ケア課を中心に相談状況や、相談者の経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。要保護児童及びDV対策地域協議会を開催。	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
				2-3-3-1	地域包括ケア課	要保護児童及びDV対策地域協議会を開催し、情報の共有や連携の強化を図った。	2	部局および複数課に係る事例に関しては、情報を集約(一元化)し連携を図る
				2-3-3-1	長寿あんしん課	高齢者虐待防止法や消費者保護法、成年後見制度といった法制度等の活用により高齢者の権利救済を行うため、個別の案件に対しても、必要に応じて庁内関連部署及び関係・協力機関等への情報提供と連携を図り、チームによる対応を実施している。特に平成26年度からは地域包括ケア課の総合相談支援調整担当が中心となりチーム編成を行い、早期の発見やチーム支援を実施している。	2	被害者の訴えだけでなく、当事者を取り巻く環境等に関しても詳細なアセスメントを行い、適切な課題抽出と迅速な問題解決に努める。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
2 あらゆる暴力の根絶	(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	③支援体制の強化と関係機関との連携	Ⅰ和光市DV対策ネットワーク等による情報共有と連携	2-3-3-1	ネウボラ課	健診未受診者などのやり取りなどで地域包括ケア課を通じ情報共有した。	2	地域包括ケア課を通じ実施。
				2-3-3-1	学校教育課	関係機関との情報共有をした。	2	関係機関との連絡、連携を強化していく。
				2-3-3-1	情報推進課	和光市個人情報保護条例第16条第1項第7号の規定に基づき、DV被害者の情報を不開示としている。また、和光市DV対策ネットワーク等を通じて、DVに関する情報を庁内で共有し、被害者の個人情報の保護を徹底させている。	1	和光市DV対策ネットワークを通じて、DVに関する情報の共有と連携を図り、DV被害者の個人情報の保護及び安全確保に努める。
			Ⅱ女性相談担当者会議による情報共有と連携	2-3-3-2	市民活動推進課	○30年度は担当者会議を開催せず、女性相談や市民相談の中で、相談内容や相談者の状況に応じて関係各課と連絡調整し、相談者への支援及び情報の共有を図った。	2	○今後も会議形式にこだわらず、情報共有したい内容や要求されるスピード感などにより情報共有の方法を選択し、関係各課と情報共有を図っていく。 ○特に、日常業務から関係各課との情報共有・連携が重要であり、適宜、連絡調整を行い、連携強化に努める必要がある。
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	①子育て支援サービスの充実	Ⅰ国基準による保育園待機児童数ゼロを目指す、一時保育等の充実、就労を支援する保育サービスの提供、ひとり親家庭等への支援	3-1-1-1	保育施設課	○待機児童解消のため、平成30年度に民設民営保育園1園と小規模保育事業所を1施設を整備し、平成31年4月1日に開所した。	2	第1期子ども子育て支援事業計画の基盤整備計画に基づき、施設整備を進めていく。また、次期計画策定のためのニーズ調査を実施し、課題を把握することにより、より効率的効果的な子ども子育て支援サービスの基盤整備を進めていく。
				3-1-1-1	各保育園	担当課と連携し、多様な保育ニーズを考慮し保育等行っている。	2	今後も担当課と連携して、保育サービスの充実に向けて取り組む。
			Ⅱ保育園入園予約制度の導入	3-1-1-2	保育サポート課	保育の提供体制を、保育需要が上回っているため、現行においては市の利用調整によって入所園の決定を行っている。	4	子ども子育て支援事業計画に基づく基盤整備を進めていく中で、ニーズ調査等による現状分析及び必要なサービス量の把握を行い、地域の実情を踏まえたうえで検討していきたい。
			Ⅲ保育施設、児童センター、学童保育クラブの充実	3-1-1-3	各保育園	保育施設としては、通常保育だけでなく、延長保育・休日保育・緊急入所等行っている。	2	今後も利用者のニーズを把握しながら、保育施設の充実に向けて取り組む。
				3-1-1-3	保育施設課	仕事と子育ての両立支援のため、保護者が日中就労等により、放課後保育を必要とする小学生の居場所として、平成30年度新たに放課後の児童の居場所づくり事業(わこうこクラブ)と一体型事業として、公設の学童クラブ1施設を整備し、平成31年4月1日に開所した。学童クラブ13ヶ所(公設12、民設1)を運営し、児童の遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図った。	2	第1期子ども子育て支援事業計画の基盤整備計画に基づき、施設整備を進めていく。また、次期計画策定のためのニーズ調査を実施し、課題を把握することにより、より効率的効果的な子ども子育て支援サービスの基盤整備を進めていく。 なお、学童クラブの既存施設については概ね40人単位で保育が行えるよう施設整備を図る。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	① 子育て支援サービスの充実	Ⅳ 子育て負担軽減のための相談体制の充実	3-1-1-4	地域包括ケア課	・市内5か所に子育て世代包括支援センターが整備されているため、相談、情報提供、交流の場となっている。母子保健ケアマネジャーと、子育て支援ケアマネジャーの双方又はいずれかを配置し、相談支援体制が整えられている。乳児相談、おかあさんの相談室についても子育て世代包括支援センターをで実施し、市民にとってより身近な場所で実施できる形となった。	1	・継続実施
				3-1-1-4	学校教育課	和光市教育支援センターを開設し(毎週月曜日から土曜日 9:30～16:30 ただし土曜日は12:00まで)、臨床心理士や発達支援相談員が子供や保護者から様々な相談を受け、解決に向けた取組を行った。また、市内小・中学校に和光市さわやか相談員や小・中学校に教育相談員を派遣し、子供たちの相談支援を行った。他、児童虐待防止リーフレットの配布及び活用を行った。	2	今後も就学相談説明会の案内を市内保育園幼稚園、市内在住保護者宛に配布し、就学児をもつ保護者に対して、情報提供を行う。今後も和光市教育支援センター等の活動を中心に、相談体制の充実を図っていく。
			Ⅴ 子育て負担軽減に向けたリラックスセミナーの開催	3-1-1-5	地域包括ケア課	・市内5か所に子育て世代包括支援センターが整備されているため、相談、情報提供、交流の場となっている。子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳の交付を行い、妊娠から子育てにかけてのプランを作成するとともに、プレパパママ講座、赤ちゃん学級、幼児サークルを通じ、親同士の交流の場として実施し、育児負担軽減に努めた。	1	・継続実施
				3-1-1-5	坂下公民館	「子育て学級」H31.1.29 2名 食育についての講話と簡単なおやつ作り方のデモンストレーションと試食を行った。	1	今後もあらゆる視点から子育ての負担を軽減できる講座を実施していく。
				3-1-1-5	中央公民館	「いきいき教養講座全5回」1/17、1/24、1/31、2/7、2/14。延べ参加人数32名。	2	今後も子育てに役立つような講座を実施していく。
				3-1-1-5	南公民館	南公民館主催講座において保育付き講座を企画・開催し、子育て世代が参加しやすいよう工夫した。 生活教養講座「生活の知恵袋～冷蔵庫や台所周りの収納の役立つヒントを身に付けよう～」参加延べ人数7名(うち保育参加延べ人数3名)男性1名、女性6名が参加した。	2	今後も、子育ての負担を軽減できるような各講座を開催していく。
				3-1-1-5	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師：宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者：39名】	1	今後も子育てにおける男女共同参画を推進するため、子育て負担軽減に向けたセミナーを開催するよう努める。
			Ⅵ 養育支援家庭訪問の実施	3-1-1-6	地域包括ケア課	わこう版ネウボラ事業の一環として、育児に対して孤立感や不安感を抱いている家庭に対し、早期に介入し、家事支援を実施した。	1	わこう版ネウボラ事業において、他制度他職種の連携を強め、包括的サービス提供の一環として実施する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	①子育て支援サービスの充実	VII地域で子どもを見守る力を促進する観点からの、こんにちは赤ちゃん訪問への市民ボランティアの検討	3-1-1-7	ネウボラ課	こんにちは赤ちゃん訪問は、新生児訪問(母子保健)を専門職で実施しているため、市民ボランティアの検討はしていないが、乳幼児健診は、民生委員にご協力いただき、地域で子供を見守る力を促進するために取り組んでいる。	2	こんにちは赤ちゃん訪問は新生児訪問(母子保健法)を専門職で実施し、乳幼児健診時は、市民ボランティアにも入っていただき、実施する方向である。
			VIII子育てに関する情報提供の充実	3-1-1-8	地域包括ケア課	妊娠届提出時(子育て世代包括支援センター、市役所窓口)に個別アセスメントした上で、必要な情報の提供を実施。電話・来所相談時も随時情報提供。	1	妊娠届提出時における情報提供とともに、市ホームページ、子育てガイドブック、ネウボラガイドを連動し、情報提供を行う。
				3-1-1-8	各保育園	保育園では、園内だけでなく地域の子育て中の親子への支援を実施した。	2	今後も保育園保護者への支援に加え、地域の方への支援事業を実施していく。
				3-1-1-8	学校教育課	和光市教育支援センターを開設し(毎週月曜日から土曜日 9:30~16:30 ただし土曜日は12:00まで)、臨床心理士や発達支援相談員が子供や保護者から様々な相談を受け、情報提供も行った。また、市内小・中学校に和光市さわやか相談員や教育相談員を派遣し、子供たちの相談援助や必要に応じて情報を提供している。	2	和光市教育支援センターや各校に設置された相談室での相談活動を通じて、相談体制と情報提供の充実を図っていく。
				3-1-1-8	ネウボラ課	訪問や相談時にわこう版ネウボラガイドや子育てガイド等のパンフレットを利用して情報提供した。	2	・継続実施
			IX既存施設の活用による中・高生等の居場所づくり	3-1-1-9	保育施設課	子ども・子育て支援事業計画に基づき、中高生の夜間利用事業を実施。総合児童センターにおいて毎週金曜日の夜間(17時~19時、8月は毎日17時~19時)、1階(主に体育遊戯室及び図書室)及び2階(主に卓球のできる集会室)を開放している他、下新倉児童館において毎週金曜日の夜間(17時~18時30分、8月のみ毎日17時~17時30分)を開設し、中高生の居場所づくりを行った。	1	夜間利用する中高生の中には、児童センター職員との信頼関係を築き、土日実施の事業に参加する中で事業への積極的な姿勢から成長が見られる。既存事業を継続すると共に、中高生を対象とした新規事業も検討することも含めて、今後もモニタリング等を行いながらニーズに合った事業運営がされるよう指導していく。
			X小・中学生の子を持つ親の子育て講座の開催	3-1-1-10	生涯学習課	「わこう市政学習おとどけ講座」のメニューの1つとして、「ジェンダー論」を設定し、市民に広く周知を行い、講座の実施に向けた準備を行っていたが、市民から受講の申込がなく、実績なし。	2	家庭における男女平等等の教育を含めた子育てに関する講座を、わこう市政学習おとどけ講座の一つとして設定し、広く周知を図り、事業実施に向けた支援を行っていく。また、各種講座においては、各関係機関が主催していることもあるので、講師の紹介等、随時相談に応じていく。
			XI市民向け託児付きセミナーの開催	3-1-1-11	保育サポート課	託児付きの講座を開催することで、保護者が育児の疲れや孤立から開放され自分だけの時間を持つことによってリフレッシュするとともに、自分の子育てへの振り返りの機会となり、受講後前向きな子育てを行うモチベーション作りとなった。	1	今後も保護者の課題を調査し、保護者と行政にとって効果の高い託児付き講座を実施する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	①子育て支援サービスの充実	XⅡユニバーサルデザインによる安全性、利便性を考慮した公共施設等の整備	3-1-1-12	都市整備課	公園利用者の安全性・利便性を考慮し、「遊具の安全に関する基準」に基づき、遊具の補修を行った。	2	全国の公園で、遊具利用による事故が相次いで発生していることから、公園維持管理業務や適時の巡回、パトロールにおいて公園施設等の安全点検や迅速な対応を図る他、公園遊具点の実施により、遊具の更新・補修を継続的に実施する。
				3-1-1-12	道路安全課	通学路の安全性の向上を目的とした整備を越戸川管理用通路に実施した。	2	今後とも、通学路の安全性・利便性を向上させるよう市道の整備をしたい。
				3-1-1-12	総務人権課	庁内駐車場、正面口バリアフリー化、1Fフロアの点字タイル貼り替え、外構点字ブロックの補修を実施した。	2	引き続きユニバーサルデザインの視点を重視した庁舎維持管理を進めていく。
				3-1-1-12	教育総務課	30年度は、広沢小学校トイレ改修工事設計業務委託を行うことができた。	1	30年度は施設のトイレ改修工事はなかったが、引き続き誰もが安心して利用しやすい教育施設の整備を図る。なお、平成32年(2020年)に広沢小学校トイレ改修工事を予定している。
				3-1-1-12	保育施設課	保育園としては、安全性、利便性を考慮し、それぞれの年齢にあった部屋の使い方をしているが、ユニバーサルデザインによる整備はしていない。児童センター(館)においては、段差の解消の為にスロープの設置や、2階以上の建物についてはエレベーターを設置する等利便性、安全性の考慮に努めている。また、上記児童センター(館)含む市内公共施設を赤ちゃんの駅(授乳及びオムツ交換の場)として提供できるよう、整備している。	2	新たな児童福祉施設としての基準に従うことを前提とし整備を行う場合、ユニバーサルデザインにも配慮していく。
				3-1-1-12	各保育園	市内認可保育園の整備については、埼玉県建築物バリアフリー条例を前提条件として認可保育園の整備を行っており、安全性、利便性を考慮した設備整備を行っている。	1	今後も引き続きユニバーサルデザインを考慮していきたい。
				3-1-1-12	坂下公民館	安心安全で快適な施設の維持管理に努めた。	2	今後も利用者の安全面に配慮しながら実施していく。
				3-1-1-12	中央公民館	安全で適切な施設管理を実施した。	1	今後も利用者の安全・安心に気を配りながら実施していく。
				3-1-1-12	南公民館	安全面を考慮して、適切な施設管理を実施した。	2	今後も、利用者の意見を聞きながら取り組んでいく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり	Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの意義と効果を伝え、理解を深めるためのセミナーの開催	3-1-2-1	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師：宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者：39名(職員33名、企業6名)】	1	来年度もワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーや、女性の就職セミナーを開催予定である。今後も市民のニーズを踏まえ、セミナーを継続して実施するとともに、情報提供に努める。
				3-1-2-1	地域包括ケア課	子育て世代包括支援センター3か所にて、プレパパママ教室を年6回ずつ、市内合計18回行った。教室での講義の中で、ワーク・ライフ・バランスについての講義等を行った。 男女ともに子育てと仕事のバランスをとることができるよう、子育て世代包括支援センターのケアマネジャー等を通じて個別に支援した。	1	・継続実施
				3-1-2-1	職員課	総務人権課が主催する「男女共同参画セミナー」を一般研修として、研修計画に位置づけている。 実施日：平成30年10月22日 受講者：33名(男19人、女14人)	1	職員研修計画において、各課の専門性を活かすことができる一般研修は各課主催研修としており、総務人権課が主催する「男女共同参画セミナー」に対して協力し推進していく。
				3-1-2-1	産業支援課	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーは実施できなかったが、市ホームページで埼玉県ウーマノミクス課のリンクを設定し、周知に努めた。	3	埼玉県ウーマノミクス課との連携や総務人権課、子どもあんしん部等とセミナー実施に向けて検討する。
			Ⅱ 広報・ホームページ等を活用した情報提供	3-1-2-2	総務人権課	○ホームページに、県ウーマノミクス課、県女性キャリアセンターのリンクを貼った。 ○県女性キャリアセンター等開催のセミナーチラシ等を随時設置、配布した。	1	今後も広報・ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供を行う。
				3-1-2-2	ネウボラ課	子ども子育て支援事業計画にワークライフバランスの重要性について掲載し、ホームページを活用して啓発に努めた	1	今後も継続的に広報わこう及び市ホームページを利用して啓発に努める。
		③ 地域における子育て支援の環境づくり	Ⅰ ファミリー・サポート・センター事業の実施	3-1-3-1	地域包括ケア課	地域で支えあう仕組みや子育てをしている保護者へのネットワークづくりを強化する。 ファミリーサポートを充実させるため、「ファミサポ基礎講座」を年2回(H30.5月と10月)実施し、ファミサポ会員の人材育成を行った。	2	地域で子育てをする環境を充実させるため、ファミサポ会員の人材を育成し、ファミリーサポート体制の強化を図っていく。
			Ⅱ 託児ボランティア制度の検討	3-1-3-2	保育施設課	現在活動している託児ボランティアグループに依頼して、市主催の会議に参加する委員の児童の託児を実施している。	4	新たに託児ボランティア制度の構築を考える
			Ⅲ 子育てについての相談・情報提供、子育て中の親子の交流の場として、子育て世代包括支援センター事業の実施	3-1-3-3	地域包括ケア課	市内5か所に子育て世代包括支援センターが整備され、相談、情報提供、交流の場となっていた。 子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳の交付を行い、妊娠から子育てにかけてのプランを作成するとともに、プレパパママ講座、赤ちゃん学級、幼児サークルを通じ、妊娠期から子育て期を通じた相談支援と地域交流の場として実施した。 子育て世代包括支援センターの取り組みとして、父親参加の事業を企画され、父親も積極的に子育てに協力できるような環境をつくっていくよう努めた。	1	支援センター講座等開催にあたっては、育児負担の軽減につながる保護者同士の交流を促進する事業を実施し、また併せて、相談体制の充実を図り、育児負担軽減に努める。
			Ⅳ 子育て仲間づくりへの支援	3-1-3-4	地域包括ケア課	母子保健ケアマネジャーや子育て支援ケアマネジャーが支援をしていく中で、地域で孤立していると思われる人に対し、子育て世代包括支援センターのサークルや教室に積極的に誘い、仲間づくり支援を行った。	1	地域で孤立している人を中心に、子育て仲間づくりへの支援を継続していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 女 共同参画の推進 男	③ 地域 の環境 づくり 子育て 支援	V 次代の親の育成に 向けた啓発	3-1-3-5	地域包括ケア 課	子育て世代包括支援センター3か所にて、プレパパママ教室を年6回ずつ、市内合計18回行った。教室での講義の中で、親としての心構えや育児に対する考え方の講義等を行った。	1	親としての心構えや育児に対する考え方については妊娠時から意識付けしていくとともに、母子保健ケアマネジャー等を通じて相談支援の場で実施していく。
				3-1-3-5	学校教育課	開放講座、保護者の研修により、地域における子育て支援の環境づくりに取り組んだ。中学校では、社会(職業)体験や第3学年の家庭科の授業(保育)、ボランティア活動等で保育実習を体験させている。異年齢交流を行い、幼児と触れ合う中で、将来、親となることに向け、自覚を促していく機会としている。	2	関係機関との連携の強化を行い、今後も中学校で保育園訪問による保育実習や職場体験の機会を設定していく。
	(2) 働く場における男女共同参画の推進	① 雇用 機会の 平等と 公平な 待遇の 実現	I ポスター・チラシ・セミナー等による採用や労働賃金等男女格差の是正の啓発、労働条件等の改善の啓発、ワークシェアリング制度の普及、積極的改善措置の普及	3-2-1-1	産業支援課	従業員の採用に当たっては、一定のルールに沿った採用選考を実施することが求められている。男女均等雇用や労働賃金もそのルールのひとつであることから、男女格差のない公平な雇用機会を確立することの重要性を認識し、市内事業主に対しては、和光市商工会を通じて男女格差をなくす雇用のあり方等のチラシを配布し周知している。	2	各機関のホームページ情報の提供や送付されたチラシ、パンフレット等の配布、ポスターの掲示等行う。
			II 家族農業経営協定の普及推進	3-2-1-2	産業支援課	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族農業経営協定制度に関して、認定農業者等を対象としての周知を行った。(平成30年度末現在の家族経営協定締結数:10経営体)	2	家族農業経営協定制度を拡充することにより、実質的に共同経営としての役割を担っている女性農業者が、農業経営に対する意識の向上と経営改善への取組の推進が期待できる。
			III ポスター・チラシ・セミナー等による非正規雇用者へのワークシェアリング制度などの各種制度や法律の周知	3-2-1-3	産業支援課	労働条件改善措置に関する啓発については、各機関から送付されたチラシ・パンフレットの配布、ポスターの掲示等を行うと共に産業労働センター等関係機関で行っている労働相談事業を活用した。	2	市内事業所向けの施策については和光市商工会との連携を図り展開する。
		② 育児・介護 休業の 法律・ 制度の 周知 や取得 の促進	I 育児・介護休業法等の周知や、男性の育児休業取得の促進、再雇用制度の普及	3-2-2-1	職員課	育児に関する制度周知として「和光市職員子育て支援ガイド(第4版)」を作成し、職員に周知している。 また、育児休業対象職員に対して、育児制度に関する説明を個別に実施している。	1	対象職員だけではなく、所属長等に対しても育児制度の説明を行う。
				3-2-2-1	産業支援課	育児・介護休業等の法律・制度の周知は、県の労働相談センターが窓口対応しているため、市民に対しては、チラシにてセンター利用を促進する情報提供を行った。	2	育児・介護休業等の法律・制度の周知については、労働相談センターにて引き続き周知していく。
			II 100名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進	3-2-2-2	産業支援課	各機関から送付されたチラシ・パンフレットの配布や商工会会報紙に掲載し周知を図った。	2	和光市商工会の会報紙で計画の策定を促すとともに、市ホームページや広報を活用しながら周知を図る。
				3-2-2-2	ネウボラ課	未実施。	4	育児休業の取得促進については事業主の理解が重要であることからより広範なアプローチを検討し、啓発を実施する

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(2) 働く場における男女共同参画の推進	③ ワーク・ライフ・バランスへの理解と実践の促進	Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたシンポジウム・セミナーの開催、広報やホームページ等による情報提供	3-2-3-1	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師：宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者：39名】	1	ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを継続して実施するとともに、情報提供に努める。
				3-2-3-1	産業支援課	担当課が主催するワーク・ライフ・バランスのセミナーは実施していないが、他機関が開催する事業の周知を行った。	3	他で実施されているワーク・ライフ・バランスのセミナー等を広報やホームページで情報提供を実施する。
			Ⅱ 市男性職員の育児休業取得促進	3-2-3-2	職員課	育児に関する制度周知として「和光市職員子育て支援ガイド(第4版)」を作成し、職員に周知している。 また、育児休業対象職員に対して、育児制度に関する説明を個別に実施している。 妻の出産休暇の取得率：41.7%(5人/12人中) 男性職員の育児参加休暇の取得率：8.3%(1人/12人中) 男性の育児休業取得率：16.7%(2人/12人中) ※1 ※1 育児休業取得率は、(新たに育児休業を取得した人数(再度の育児休業者を除く)/平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数)を示す。	2	継続して育児休業対象となる職員に対して個別説明を実施する。
			Ⅲ 男性教員の育児休業の取得促進	3-2-3-3	学校教育課	男性教員の育児休業の取得促進に向け、県からのパンフレット等を配布し、全職員へ周知した。	2	30年度は、育児休業(部分休業)の取得者なし。 今後は、育児休業の取得を含め、男性教員の育児参加の促進を図っていく。
		④ 女性の起業・再就職への支援	Ⅰ ポスター・チラシ・市HP・シンポジウム等による就労、多様な働き方に関する情報提供と意識啓発	3-2-4-1	産業支援課	内職情報、ハローワーク情報を提供及び和光市商工会による創業相談に関する情報提供を行った。	3	創業に関する相談については、市と和光市商工会が連携し起業相談事業を実施する。また、勤労青少年ホームで実施している就職相談を活用していく。
			Ⅱ 就労に関する相談体制の充実と職業能力開発講座等による情報提供	3-2-4-2	産業支援課	内職情報、ハローワーク情報の提供、ふるさとハローワーク運営及び和光市商工会による創業相談に関する情報提供を行った。 勤労青少年ホームにて勤労青少年相談(就職で悩む若年者・家族対象)を定期的に実施した。	2	創業に関する相談は、引き続き和光市商工会による起業相談事業を活用していく。
			Ⅲ 女性を雇用しやすい環境づくりに向けた支援	3-2-4-3	産業支援課	女性が働きやすい環境整備に関するパンフレット、ポスター設置し、周知している。	2	市内事業所向けの施策は、和光市商工会と連携を図りながら推進していく。
			Ⅳ 女性の再就職、起業支援のためのセミナー開催や情報提供	3-2-4-4	総務人権課	○「女性の就職支援セミナー」平成30年7月6日(金)10:00～12:00 和光市役所602会議室 講師：女性キャリアセンターキャリアカウンセラー【参加者：13名】	1	来年度も、女性の再就職セミナーを開催予定である。 今後も市民のニーズを踏まえ、セミナーを継続して実施するとともに、情報提供に努める。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(2) 働く場における男女共同参画の推進	⑤指導的立場への女性の参画促進	I 市内事業所等へのポスター・チラシ・ホームページ、広報による啓発	3-2-5-1	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」の参加募集を行うため、チラシの送付、多様な働き方実践企業を通じて周知、広報紙、ホームページにて周知した。 ○ホームページに、県ウーマノミクス課、県女性キャリアセンターのリンクを貼った。 ○県女性キャリアセンター等開催のセミナーチラシ等を随時設置、配布した。 ○男女共同参画推進条例パンフレット、男女共同参画わこうプラン概要版をホームページに掲載した。	1	今後も、市内事業者等へ啓発を実施していく。
				3-2-5-1	産業支援課	各機関から送付された事業者に対する女性の参画促進に関するチラシ・パンフレット・ポスター等を配置することにより女性従業員の指導的立場への推進について周知した。	2	市内事業所向けの施策は、社会情勢の動向に伴う市内事業所の状況を県や和光市商工会から情報及び助言を得ながらワークライフバランスの推進の一環として実施する。
			II 300名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進	3-2-5-2	総務人権課	○女性活躍推進法に関するホームページを作成し、一般事業主行動計画の策定を促した。 ○厚生労働省のリンクを貼った。	2	今後も市内事業者へ策定の促進をしていく。
				3-2-5-2	産業支援課	一般事業主行動計画の策定促進に関するチラシ・パンフレット等を配置することにより計画の策定促進を促した。	2	計画策定義務の基準である「常時雇用する従業員が101人以上の企業」に該当する企業が市内には少ないため、100名以下の企業に対しても、努力義務がある旨を含め、策定のPRを商工会の会報等を通じて行う。
	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	①性と生殖に関する健康支援	I 女性相談の充実	3-3-1-1	市民活動推進課	○毎月第二、第四火曜日に女性相談を実施。専門の心理カウンセラーが市民(女性)の相談に対応した。相談者の状況に応じ、適宜、関係所管課と連携を図り対応を行っている。30年度の相談件数は79件。イベント開催時や自治会回覧による相談案内チラシ配布の他、庁舎1階のトイレなどに小さなパンフレットを設置し、周知を図った。	2	他の専門家による無料相談と異なり、女性が抱える悩みに寄り添いつつ自立を促す取組は、その必要性を重視して継続していく必要がある。
			II 広報、ホームページによるHIV・エイズ等性感染症についての情報提供	3-3-1-2	ネウボラ課	ポスター掲示やパンフレット配布。 電話相談等での相談機関・検査機関の紹介。	2	継続実施。
			III 思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	3-3-1-3	学校教育課	保健指導や学級活動などの時間を活用し、児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施した。また、和光市教育支援センターを開設し(毎週月曜日から土曜日 9:30~16:30 ただし土曜日は12:00まで)、臨床心理士や発達支援相談員が子どもから様々な相談を受け、解決に向けた取組を行った。 更に、市内小・中学校に和光市さわやか相談員、小・中学校教育相談員を派遣し、児童生徒の相談援助を行った。	1	担任、養護教員、相談員等の連携により、性に関する相談体制の整備を進めるとともに、性教育の充実を図るための教材開発及び活用を推進する。
				3-3-1-3	健康保険医療課(保健センター)	・こころの相談等により、思春期の相談者への対応を行った。 ・STD(性感染症)予防パンフレットの配布(窓口での配布)した。 ・教育媒体の借用要請に応じて貸し出しする。	2	学校現場で主に実施されているが、必要に応じて連携し、健康支援を行っていく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	①性と生殖に関する健康支援	Ⅳ電話相談、保健指導などHIV・エイズ等への対応	3-3-1-4	健康保険医療課(保健センター)	随時の電話相談、パンフレット・ポスターの提示を行い、防止等に向けて周知した。	2	今後も感染症に関する保健指導や電話相談の充実を図り、必要な情報を広く市民へ周知していく。
			Ⅴ性的志向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への配慮及び支援	3-3-1-5	健康保険医療課(保健センター)	こころの相談や保健師の個別相談で対応。平成30年度は電話相談3件あり。	2	継続実施。
				3-3-1-5	学校教育課	各学校において、担任をはじめとする全教職員が相談を受けられる体制を整えた。また、和光市教育支援センターを開設し(毎週月曜日から土曜日 9:30~16:30 ただし土曜日は12:00まで)、専門のカウンセラーが子供から様々な相談を受け、解決に向けた取組を行った。 更に、市内小・中学校に和光市さわやか相談員、小・中学校教育相談員を派遣し、児童生徒の相談援助を行った。	2	担任、養護教員、相談員等の連携により性的指向に関する相談体制の充実を図る。
			Ⅵ女性の性と生殖に関するセミナーの開催と情報提供	3-3-1-6	健康保険医療課(保健センター)	性と生殖に関するパンフレットなどを配置し啓発を行った。	2	今後も性と生殖に関する健康について広く情報提供することで、女性の健康の支援を行っていく。
				3-3-1-6	総務人権課	○「デートDV防止セミナー」実施。相談先の情報提供を行った。 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師:埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者:中学3年生138名 ○「性の多様性について考えよう」をテーマに、和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」を広報わこう平成31年3月号の中綴りとして発行し、市内約42,500部配布し、あわせてホームページに掲載した。 ○男女共同参画推進条例パンフレット、男女共同参画わこうプラン概要版に「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念」が盛り込まれているため、随時市民へ配布し、あわせてホームページに掲載した。	1	リーフレットの配付は、埼玉県男女共同参画課から配付していくことになったため、ポスターによる掲示など、目に付きやすい形の啓発を継続していく。
			Ⅶ乳幼児健診、妊産婦・新生児訪問など母子に関わる保健福祉の充実	3-3-1-7	ネウボラ課	乳幼児健康診査を定期的に行い、問診、身体計測、診察、育児相談など行っている 妊娠届出時、子育て世代包括支援センター等に全員アセスメントを行い、リスク判定し、妊娠期〜継続的に支援を行った。妊産婦や新生児訪問、未熟児訪問、乳幼児訪問を随時行い、保健福祉の充実に向けて助言・指導を行った。	1	継続実施
			Ⅷ産前産後ケアセンターとの連携	3-3-1-8	地域包括ケア課	・平成30年度より、わこう産前・産後ケアセンターに地域子育て支援拠点事業を業務委託しており、その中で支援を要する子育て世代の情報等について共有を行っている。	1	・ますますの連携を図っていく

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	① 性と生殖に関する健康支援	Ⅷ産前産後ケアセンターとの連携	3-3-1-8	ネウボラ課	・平成30年度より、マネジメントとサービスを分けるため、わこう産前・産後ケアセンターはサービス拠点と位置づけられることとなった。サービス拠点としての連携は必須のため、なお一層連携を図る。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業をわこう助産院(産前・産後ケアセンター)に委託し実施。母子保健ケアマネージャーが配置されていたため、産後ケア事業のサービス事業者としての機能も継続された。ICTを活用したタイムリーな連携が図れた	1	・ますますの連携を図っていく
			Ⅸ女性がん検診の充実と受診体制の整備	3-3-1-9	健康保険医療課(保健センター)	○集団健診で乳がん検診(30歳以上・マンモグラフィと視触診)18回、子宮がん検診(20歳以上、頸部細胞診)を18回実施した。集団健診で女性限定日を7日実施した。 ○国保集団健診で、乳がん・子宮頸がん検診各8回、女性特有のがん検診で乳がん・子宮頸がん検診を各5回実施。 ○個別乳がん検診実施医療機関9ヶ所 子宮がん検診実施医療機関11ヶ所 ○女性特有のがん検診用に対象者にクーポンを配布し、クーポン券対象者限定の乳がん・子宮がん・大腸がん・骨粗しょう症の集団検診を5回実施した。	1	今後も性と生殖に関する健康支援の一環として、乳がん、子宮がん検診を継続的に実施する。 受診機会の提供は継続して実施する。 【参考】平成29年度の40～69歳の乳がん検診受診率は26.5%(県平均15.8%)、20～69歳の子宮がん検診の受診率は17.7%(県平均14.5%)
			Ⅹ更年期・骨そしょう症対策を含めた保健指導の充実	3-3-1-10	健康保険医療課(保健センター)	○集団健診や女性特有のがん検診で、骨粗しょう症検診を12日実施した。 ○集団健診や国保集団健診、女性特有のがん検診集団健診で待ち時間を利用して乳がん自己検診ビデオを流した。 ○集団健診結果説明会において、がん検診の結果の見方について説明し、希望者に個別相談を行った。 ○国保集団健診結果説明会で、骨密度測定を3回実施。	1	健康支援の一環として、集団健診時に乳がん自己検診啓発ビデオを流し、結果説明会を継続的に実施する。 骨粗しょう検診は継続的に実施する。
		② 心とからだの健康支援	Ⅰ 受診しやすい工夫を検討するなど、各種健(検)診の充実	3-3-2-1	健康保険医療課(保健センター)	○市の健診の受診方法は集団健診・女性特有のがん検診の集団検診・個別健診など、受診者の希望にあわせて受診できる体制となっている。また、基本的な健診とがん検診等を組み合わせて受診できるため、受診しやすい体制となっている。 ○集団健診・・・集団健診/市内3ヶ所で計18回実施、国保集団健診8回 女性特有のがん検診集団5回実施 ○個別健診・・・和光・朝霞・新座・志木の指定医療機関で受診可能とした。子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン対象者は4市と板橋区・富士見市で計18箇所、受診可能とした。	1	今後も集団健診や個別健診を実施し、受診しやすい体制づくりに努める。集団健診の予約受付は、コールセンターを使用しているが、つながりにくい等の意見があるため、平成28年度から女性特有のがん検診の申込方法に電話だけでなくウェブを取り入れた。また電話の集中を緩和するために、回線の増設を図った。平成29年度からは集団健診で電話に加えウェブ予約も開始した。また、市民1世帯に1部健康ガイドをポスティングによる配付等を行い、市民への健診に関するスムーズな情報提供を実施。
			Ⅱ 健(検)診・相談等による生活習慣病予防への対応	3-3-2-2	健康保険医療課(保健センター)	○ヘルスアップ相談(保健師・看護師・栄養士による健康相談、栄養相談を行っている。年9回9:30～12:00開催)の実施 ○こころの相談(精科医師・臨床心理士によるこころの健康に関する相談)を年11回実施	1	引き続き、心とからだの健康支援に関する施策を実施する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	②心とからだの健康支援	Ⅲ心身ともに健康に過ごすための市民向け出前講座の開催	3-3-2-3	生涯学習課	わこう市政おとどけ講座では、心身ともに健康に過ごすために、職員講師編では「生活習慣病予防と食育」(21名参加)、市民講師編では、「3B体操」(19名参加)、「笑い健康法オキシトシン療法」(16名参加)「ラジオ体操・みんなの体操」(7名参加)「脳トレ&健康体操」(11名参加)を設定し、74名が参加した。 健康支援を通じて、地域市民同士の交流が図れ、地域のいきがづくりを提供することができた。	1	おとどけ講座の実施により、市民の学習意欲に応えるとともに、市政への理解を深めていただくことができた。今後も、心身ともに健康に過ごすための講座の開催し、男女が共にいきいきと暮らせる環境づくりを推進していく。
				3-3-2-3	健康保険医療課(保健センター)	○生涯学習課主催によるおとどけ講座に、「生活習慣病を予防するには」等のメニューを設置し、周知した。	1	市民へ積極的なPRを行うことで出前講座の開催回数を増加させ、健康支援の充実を図っていく。
			Ⅳ男女ともに参加しやすい工夫をするなど、健康増進及びスポーツ、レクリエーション活動の充実	3-3-2-4	スポーツ青少年課	○スポーツレクリエーション事業の参加者募集については、男女が等しく参加できるよう参加対象者を男女別にする事なく事業を実施した。気軽に参加できる事業として平成30年度は、レクリエーション教室、ウォーキング教室、軽スポーツ体験教室及びレクリエーション体験教室を実施した。	2	今後とも体育協会や総合体育館指定管理者と連携を図り、男女共にスポーツを楽しめる事業の実施と環境整備を進める。
				3-3-2-4	健康保険医療課(保健センター)	健康診断・相談事業等全般について、男女に関わらず参加できるよう対象者を限定せず、広く公募を実施した。	1	引き続き、健康診断・相談事業・健康教室などにおいて、男女ともに参加しやすい工夫を継続する。
			Ⅴポスター・パンフレットによる薬物乱用防止策の啓発強化	3-3-2-5	健康保険医療課(保健センター)	○こころの相談(精神科医師・臨床心理士によるこころの健康に関する相談を年11回)を実施した。 ○ポスターパンフレットによる薬物防止情報の提供	2	主に学校教育現場で実施されているが、こころの相談や情報提供により、広く啓発を図っていく。
				3-3-2-5	学校教育課	心とからだの健康支援をするためのポスター・パンフレットの配布を通し、啓発強化に努めた。	2	関係機関との連携の強化を進めていく。
		③高齢期における健康支援	Ⅰセミナーや相談等による高齢期における健康づくりの普及	3-3-3-1	長寿あんしん課	○日常生活圏域ニーズ調査(介護予防スクリーニング調査)を約5,000人に実施し、高齢者の健康状態を把握した。アンケート回答者に対しては、健康づくりに役立てていただけるようなアドバイスを盛り込んだ個別の結果を送付。個々に健康づくりに対する意識を高めていただけることを目的として行った。さらに、結果に基づき、健康状態に不安要素の見受けられた高齢者へ個別に連絡、介護予防事業などへの参加を促した。また、一人暮らしの未回答者宅に訪問調査を実施した。 ○地域支援事業として健康づくり事業や閉じこもり予防事業を実施した。	2	今後とも高齢者の健康維持・改善のため、支援事業の充実を図っていく。
				3-3-3-1	社会援護課	高齢者支援センターで行っているサークルや体操プログラムなどを紹介し、日中の過ごし方や、自立した生活ができるようアドバイスを行っている。	2	助言、指導等の充実を図る。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	③高齢期における健康支援	I セミナーや相談等による高齢期における健康づくりの普及	3-3-3-1	健康保険医療課(保健センター)	○後期高齢者医療制度加入者の健康診査(長寿医療健診)の実施 ○広報「健康生活ホットライン」コーナー等にて、高齢者の健康にかかわる内容を掲載するなどし、高齢期の健康づくりを普及させている。 ○インフルエンザ予防接種の実施(65歳以上の和光市民、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能等に障害を有する人を対象、自己負担金1,500円) ○肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業の実施(助成対象者:接種当日に、和光市に住居登録がある65歳以上の方、助成金額:上限3,000円(助成回数は、生涯1回限り))	1	今後も75歳からの健康診査を実施したり、広報記事に高齢期の健康づくりに関する内容を掲載することにより、高齢期における健康支援を進めていく。
			II 長寿あんしんプランや地域福祉計画との連携による高齢者支援の充実	3-3-3-2	長寿あんしん課	○日常生活圏域ニーズ調査(介護予防スクリーニング調査)を約5,000人に実施し、高齢者の健康状態を把握した。アンケート回答者に対しては、健康づくりに役立てていただけるようなアドバイスを盛り込んだ個別の結果を送付。個々に健康づくりに対する意識を高めていただけることを目的として行った。さらに、結果に基づき、健康状態に不安要素の見受けられた高齢者へ個別に連絡、介護予防事業などへの参加を促した。 ○平成30年度から第7期長寿あんしんプランを策定する予定。長寿あんしんプランは地域福祉計画をはじめ、その他の計画と連携するように位置づけている。	2	今後とも高齢者の健康維持・改善のため、支援事業の充実を図っていく。
				3-3-3-2	社会援護課	各計画やプランと連携し、障害者や児童のほか、高齢者も含め、生活困窮に対する支援を盛り込み、実施している。 権利擁護の取り組みの推進やケアプランと避難行動要支援者避難支援計画の融合など	2	引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場合の男女共同参画	①審議会等への男女共同参画の促進	I 審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	4-1-1-1	総務人権課	審議会等を所管する課所等に、改選の際は男女比率の均衡を保った委嘱をするよう要請した。 平成30年4月1日現在 34.5%(前年度33.7% 前年比+0.8%)	1	今後も、改選の際には、審議会等を持つ課所等へ要請し、男女委員の比率の均衡に積極的に努めるよう調整を進める。
				4-1-1-1	政策課	市民参加条例に基づき、年齢構成、地域構成、委員の在期数、及び他の審議会等の委員との兼職状況等のほか、男女比を配慮する必要がある。以上のことを委員選考の一つの基準として規定し、取り組むこととしている。	2	今後も委員選任の際に、市民参加条例に基づいて、男女比等に配慮することを、各所管課へ周知する。周知の際には、市民参加手続マニュアルを活用する。女性が審議会等の会議に参加しやすい環境を整えるために、開催時間や実施方法などについて更に配慮するよう、併せて周知に努める。
			II 審議会等における委員の男女比率の均衡	4-1-1-2	政策課	(1)和光市総合振興計画審議会 14名(男性:5名 女性:9名) 女性委員比率:64% (2)和光市市民参加推進会議 8名(男性:4名 女性:4名) 女性委員比率:50%	2	審議会等の委員選出について、昨年度に比べ女性の委員が増加し6割以上を女性が占めている。女性が参加しやすいように環境を整え、配慮した成果が出てきている。今後も、会議の開催時間帯や実施方法等を配慮するなど、工夫をして、女性が参加しやすいような環境を整えるようにする。また、委員募集の際、公募委員の女性の割合が少ないようであれば、団体枠から女性委員を選出するなど、男女の均衡を保った委嘱をするよう配慮する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	①審議会等への男女共同参画の促進	Ⅱ 審議会等における委員の男女比率の均衡	4-1-1-2	総務人権課	平成30年度和光市男女共同参画推進審議会委員は、女性6名、男性6名の計12名で構成され、委員の男女比率の均衡を図ることができた。 (女性委員比率 50%)	1	今後も、男女共同参画推進審議会における委員の男女比率の均衡に努める。
				4-1-1-2	情報推進課	和光市個人情報保護審議会委員の構成が男性5名・女性3名である。 (任期:H29.4.1～H31.3.31) 和光市個人情報保護審議会の公募委員選任において、男女比の均衡を考慮して選考するという基準を設け、男女比率の均衡に配慮する取り組みを実施している。	2	和光市個人情報保護審議会の公募委員選任については、応募された者の中で選考基準に男女比の均衡を考慮して選考することとなり、男女比率の均衡に配慮している。 平成31年1月に募集した次期委員の公募委員には男性しか応募がなかったため女性の比率が低下することとなったが、今後も選考基準を踏まえて男女比率の均衡に取り組む。
				4-1-1-2	危機管理室	和光市防災会議、国民保護協議会会議ともに開催なし。	2	今後、委員改選に伴う任命の際は、役職による任命もあるため増員は困難だが、増員出来るように検討する。
				4-1-1-2	環境課	・和光市環境審議会 平成30年度 1回開催(委員10名(男性6名、女性4名)) ・和光市地球温暖化対策委員会 平成30年度 1回開催(委員8名(男性4名、女性4名))	1	平成30年度は環境審議会及び地球温暖化対策委員会の委員のいずれも改選は行わず、平成29年度での委嘱を継続したが、今後においても、委員の選考に当たっては、委員の男女比率に配慮していく。
				4-1-1-2	社会援護課	平成30年中に離職等に伴う委員の一部変更があったものの、男女比は前年と同様の比率(43%)	2	現在の委員の任期は平成31年6月30日まで。 次期委員の選任にあたっては、現状の男女比維持を目標とする。
				4-1-1-2	長寿あんしん課	平成29年6月1日から平成32年5月31日までを任期とする和光市介護保険運営協議会の女性委員数は、委員定数15名のうち7名であり、女性委員の割合が46.7%となっている。	2	運営協議会委員の設置及び委員の選任は、和光市介護保険条例により行っているが、委員の構成に関しては、公募委員を選任するなど、委員会の運営が中立公正なものとなるよう配慮する。
				4-1-1-2	健康保険医療課(保健センター)	ヘルスソーシャルキャピタル審議会の実施。委員内訳(女性:3人 男性7人) 和光市食育推進コンソーシアム会議の実施、委員内訳(女性:18人、男性13人)平成29年度から開始。	1	ヘルスソーシャルキャピタル審議会と和光市食育推進コンソーシアム会議は継続実施。
				4-1-1-2	都市整備課	当課の審議会委員として、男性委員14名・女性委員2名を任命した。 ・都市計画審議会 男性委員9名・女性委員1名 ・景観審議会 男性委員5名・女性委員1名	2	まちづくりを進めていくにあたり女性の視点からの意見を取り入れていくことは重要であるため、公募委員の選定にあたっては他の条件を踏まえながら配慮していく。 保育が必要な小さいお子さんをお持ちの委員の方も審議会に参加できる体制を引き続き準備しておく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場合の男女共同参画	① 審議会等への男女共同参画の促進	Ⅱ 審議会等における委員の男女比率の均衡	4-1-1-2	企業経営課	平成22年度に、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、中期経営計画をはじめ公営企業法適用の検討や下水道使用料金改定などの下水道事業運営等に関する事項を定める場合における市長の諮問機関として、下水道事業運営審議会が設置された。 これまで、経営の健全化・効率化を図り、経営基盤を強化するため、中期経営計画の策定や地方公営企業法適用の是非及び下水道使用料金見直し等、下水道事業運営に関する重要な事項について諮問を行ってきた。 平成31年3月31日現在の下水道事業運営審議会の委員は、男性6名、女性4名の合計10名で構成され、女性委員の比率は40%となっている。 平成30年度は、下水道事業運営審議会を1回開催し(1月17日)、委員委嘱、下水道事業の経営状況説明、平成29年度決算状況報告、消費税率の改正について等、議事とし、開催した。	1	平成30年度末現在の女性委員比率は前年度と同じ比率であり変動はない。今後の会議では、より一層様々な立場からの意見を出していただけるような会議の運営を目指す。
				4-1-1-2	生涯学習課	社会教育を推進するにあたっては、女性と男性、双方の意見が反映されるよう、会議等における委員の男女比率の均衡に配慮しながら、委員の選出を行った。 また、委員が会議に出席しやすいよう、日程を調整することができた。	1	今後も、女性と男性、双方の意見が反映されるよう、会議等における委員の男女比率の均衡に配慮しながら、委員の選出を行う。
				4-1-1-2	スポーツ青少年課	スポーツ推進委員の会議では、会議開催は平日の夜間に実施している。2年任期の1か年目であり、15人の委員中、男性11人(73.3%)、女性4人(26.7%)の構成であった。青少年問題協議会委員は関係団体から推薦の結果、31人中男性21人(68.0%)、女性10人(32.0%)の構成であった。	2	スポーツ推進委員においては、女性の応募が増えるような工夫を検討したい。男女双方から平等に意見聴取する対応を図る。
				4-1-1-2	中央公民館	公民館運営審議会委員について、各関係団体等からの推薦により、選出している。 委員14名(男7名、女7名)で男女比率は均衡している。	1	今後も改選時の際に、男女比率の均衡を視野に検討していく。
				4-1-1-2	図書館	平成29年8月に委嘱した図書館協議会は計10名中、男5名、女5名となっており、男女の比率は均衡している。	2	平成29年の改選により男女比率が均衡している。今後の改選の際にも、男女の比率が均衡していくよう検討していく。
		② 男女共同参画の推進を担う人材育成	I セミナー等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	4-1-2-1	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師:宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者:39名】 ○「女性の就職支援セミナー」平成30年7月6日(金)10:00～12:00 和光市役所602会議室 講師:女性キャリアセンターキャリアカウンセラー【参加者:13名】	1	今後も女性の再就職支援セミナー等を実施するとともに、県からのチラシ等を随時配布し、女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会を提供する。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	②男女共同参画の推進を担う人材育成	I セミナー等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	4-1-2-1	生涯学習課	関係機関にご協力いただき、高度で専門的な学習機会を市民に提供するために、和光市民大学を開講。開講回数:15回、参加者数:延べ426名。 また、学んだ知識や豊かな経験を有する市民を生涯学習指導者として登録し、指導機会の提供として、プロデュース講座を3回開催し、延べ46名が参加。学んだ知識を地域に還元できる講座の開催や、指導者の資質向上を目的とした研修会を開催し、人材育成の発展に努めた。	1	今後も、男女共同参画の推進を担う人材育成を国や民間等の協力を得ながら実施していく。
			II 登録制による女性人材の把握と活用	4-1-2-2	総務人権課	男女共同参画情報紙「おるご〜る」の企画・編集等を行う男女共同参画わこうプラン推進委員会メンバーとして、アドバイザー(女性1名)、委員(女性2名 男性1名)の計3名に委嘱した。	1	男女共同参画わこうプラン推進委員会議は、和光市男女共同参画を推進する上で、貴重な人材育成の場となっている。今後も引き続き、男女共同参画の推進を担う人材育成に努める。
				4-1-2-2	職員課	職場の男女共同参画の推進を図るため、臨時職員任用希望者における登録状況を把握する。 平成30年度新規登録者:31名(女27人、男4人)	2	臨時職員任用希望者の登録受付を職員課で行い、採用選考については各課が行い採用者を決定している。
				4-1-2-2	生涯学習課	生涯学習指導者登録制度により、生涯学習指導者の登録を行い、登録制による女性人材の把握と活用を推進した。また、生涯学習指導者による研修会も開催し、男女共同参画の推進を担う人材育成も含めた視点で開催した。 登録者数:74名 (うち女性: 49名)	1	今後も生涯学習指導者紹介・登録制度を実施し、指導者の登録やその活用、講座参加者の把握に努め、女性人材の確保を推進していく。
				4-1-2-2	産業支援課	女性の意見を取り入れるため、和光ブランド認定推進委員会に3名、和光シビルマリッジ実行委員会に4名の女性委員を委嘱している。	2	女性の委員割合を増やすため、参画を促していく。
				4-1-2-2	坂下公民館	協力委員会、クラブ連絡協議会、公民館まつり実行委員等、多くの女性委員が活動している。 協力委員会 16名(男12名 女4名) クラブ連絡協議会 32名(男9名 女23名) 坂下公民館まつり実行委員会 20名(男15名 女5名)	1	男女の割合が3会あわせて半数近くとなっている。公民館運営では男性・女性双方の意見を反映する必要があるため、今後も引き続き現状を維持していく。改選の際は男女比率の均衡を考えながら任用を検討していく。
				4-1-2-2	中央公民館	外国文化講座を開催。	1	今後も同様に実施していく。
				4-1-2-2	南公民館	和光市公民館運営審議会委員として南公民館利用者2名のうち1名について女性を登用している。また、和光市南公民館利用団体協議会や南公民館まつり実行委員会においても、多くの女性委員が参画している。	2	女性人材の登用について、社会教育行政、生涯学習施策の分野において公民館は顕著であるが、男女共同参画の観点から男性の意見を反映させることも重要であるため、男性の社会参加を推進したい。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	② 男女共同参画の推進を担う人材育成	Ⅲ 政治や経済等への関心を高めるセミナーの実施及び情報提供	4-1-2-3	総務人権課	○ホームページに、県ウーマノミクス課、県女性キャリアセンターのリンクを貼った。 ○県女性キャリアセンター等開催のセミナーチラシ等を随時設置、配布した。 ○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師:宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者:39名】 ○「女性の就職支援セミナー」平成30年7月6日(金)10:00～12:00 和光市役所602会議室 講師:女性キャリアセンターキャリアカウンセラー【参加者:13名】	1	今後も政治や経済等への関心を高めるため、セミナーの実施や情報提供を行う。
				4-1-2-3	生涯学習課	関係機関にご協力いただき、高度で専門的な学習機会を市民に提供するために、和光市民大学を開講し、講座等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供を推進した。 開講回数15回、参加者延べ426名。	1	市内にある国や民間等の協力により、高度で専門的な学習機会を市民に提供した。今後も、男女共同参画の推進を担う人材育成を国や民間等の協力を得ながら実施していく。 今後も男女共同参画の推進を担う人材育成を目的として、事業を推進していく。
				4-1-2-3	坂下公民館	市の各課及び他団体開催のセミナーのパンフレットを公民館入り口のパンフレットスタンドに設置した。また、ポスターを館内に掲示し、利用者への情報提供を行った。	2	各課及び他団体開催のセミナーの情報提供については今後も同様に実施する。 また、公民館でも政治や経済等への関心を高める講座開催を検討する。
				4-1-2-3	中央公民館	経済や法律を含めた内容の講座を取り入れている。	1	今後も同様に実施していく。
				4-1-2-3	南公民館	国や県、生涯学習課等が開催している講座のチラシ配布やポスター掲示によりPRを行い、参加者の増員に努めた。	2	男女共同参画の推進を担う人材育成講座の情報提供に努めるとともに、公民館独自でも政治や経済等への関心を高める講座開催に努める。
	(2) 地域における男女共同参画の推進	① 地域活動等への男女の参画促進	Ⅰ 男女がともに参加できる各種セミナーの開催	4-2-1-1	市民活動推進課	○消費生活講座「セルフメディケーション制度」他(14回開催) ○和光市市政おとどけ講座の実施「消費者トラブル防止」他(6回開催) ○くらしを読むゼミナール(通信講座・スクーリング)実施:8月～11月	1	子どもから大人(高齢者)を対象とした年齢層に見合った啓発内容にし、今後も多くの人に参加できる講演・講座になるよう検討を行う。
				4-2-1-1	環境課	・緑化まつりにおいて、緑のカーテン教室及び植込み体験講座を開催(緑のカーテン教室参加者 22名、植込み体験講座参加者 22組35名) ・環境講座の開催(参加者 36名)	2	講座等の実施に当たっては、属性にかかわらず、誰もが参加しやすいよう配慮していく。
				4-2-1-1	生涯学習課	地域活動等へ男女の参画を促進するために、男女がともに参加できる各種講座を実施した。(和光市政学習おとどけ講座、子ども教室、わこっこクラブ、学校開放講座、菊作り講習会、子ども大学わこ、和光市民大学、市民まつり、理化学研究所子ども科学教室、人権講演会、成人式等)	1	女性も男性も自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる講座を開催していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(2) 地域における男女共同参画の推進	①地域活動等への男女の参画促進	Ⅰ男女がともに参加できる各種セミナーの開催	4-2-1-1	坂下公民館	性別、年齢等の固定観念にとらわれずに幅広く講座や教室を実施した。 「坂下風手打ちうどん教室」H30.11.25(日) 28名(10組) 「じゃがいも掘り」H30.6.30(土) 67名(19組) 下新倉児童館共催事業「やきいも大会」H30.12.1(土)60名	1	両親と子どもが一緒に参加する世帯が多かった。今後も男性女性ともに参加しやすい日時や内容を検討し、講座や教室を実施していく。
				4-2-1-1	中央公民館	男女・あらゆる年代が参加できる、中央公民館文化祭(参加者2,700人)や世代間交流を促進するための音楽コンサート(参加者200人)を開催。	1	今後も男女がともに参加できるような講座等を実施していく。
				4-2-1-1	南公民館	南公民館主催「地域課題講座～地域での防災についてみんなで確認しましょう～」、「第33回南公民館まつり」や「第8回音楽のつどい～ハートウォームコラボ～」を開催した。また、和光市南公民館利用団体協議会と共催で開催した「第5回交流会つながる輪・WA・和～サマーコンサート～」など、地域行事に男女が共に参加できるような事業を開催した。「地域課題講座～地域での防災についてみんなで確認しましょう～」…参加延べ人数13名(内訳男性1名、女性12名)、「第33回南公民館まつり」参加延べ人数2,200名、「第8回音楽のつどい～ハートウォームコラボ～」…参加延べ人数94名(内訳男性41名、女性53名)「第5回交流会つながる輪・WA・和～サマーコンサート～」…参加延べ人数64名(内訳男性23名、女性41名)	1	今後も、男女が共に参加できるような学習環境を整備し、講座を開催していく。
			Ⅱ男女共同参画の視点に立った市民活動団体・NPOの育成	4-2-1-2	市民活動推進課	市民協働推進センターの事業として、下記のとおり市民活動団体・NPOの育成等を行った。 ○みんなの活動マルシェ～市民活動見本市～(5/26) ○わいわいサロン(7/24、9/27、12/6、2/5) ○地域デビュー養成講座(10/8) ○市民活動団体交流会(2/22)	2	市民活動・地域活動に興味を持つ方、また、現在活動されている方が事業に参加しやすくなるよう、開催時期、時間、場所等の環境整備や配慮を行う。
			Ⅲ地域コミュニティの形成に向けた活動の場の提供、情報の提供	4-2-1-3	市民活動推進課	○和光市コミュニティ協議会が、下記の事業を行い、地域コミュニティ形成に向けた活動の場の提供や情報の提供を行った。 ・あいさつ運動、心から感謝表彰、ハングングバスケットによる花いっぱい運動、白子宿つるし雛の作成教室及び公共施設への展示、和光きもの散歩、学童クラブにおけるわこう郷土かるた遊び、みんなの活動マルシェでのコミ協PR	2	地域コミュニティの形成に向けた場の提供をするために、男女共同で参加しやすい地域行事を実施する。
				4-2-1-3	産業支援課	市民まつり、和光市商工会主催のニッポン全国鍋グランプリでは、多くの団体が男女共同で参加している。	2	ニッポン全国鍋グランプリ以外にも男女共同で参加できるイベントの情報提供を実施していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(2) 地域における男女共同参画の推進	②安全・安心な地域づくりの推進	I 男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の確立	4-2-2-1	危機管理室	○「平成30年度和光市地域防災訓練」…平成30年6月10日(日) 会場:和光市全域 内容:自主防災組織・家庭ごとに避難訓練・要配慮者支援訓練、避難所運営訓練、炊出し訓練 ○「和光市消防出初め式」…平成31年1月13日(日)9:30~12:30、会場:和光市立新倉 小学校、内容:合同消防演技、消防ポンプ車操法他 ○和光市政学習おとどけ講座「イツモ防災」の開催 内容:自主防災組織、自治会等の要望により、地域・家庭での防災対策を講義 ○和光市BOSAIまちづくり伝道師養成講座…平成30年6月~12月 全5回 内容:地域防災を推進する人材育成(HUG・DIG・上級救命・避難所運営等)	1	男女共同参画による、安全・安心なまちづくりの推進にあたっては、女性・子ども・高齢者等、様々な視点に立ち、防災対策を講じていく必要がある。そのためには、各々のニーズを的確に捉えることが必要不可欠であるため、いろいろな機会に意見や要望等の情報収集に努め、防災・災害復興体制の確立をめざす。
			II 消防団、自主防災組織における女性リーダーの育成	4-2-2-2	危機管理室	消防団活動における、女性消防団員の活躍。 和光市BOSAIまちづくり伝道師養成講座による、女性リーダーの育成。	1	加入促進、育成を実施する。
			III 男女共同参画視点での避難所設置運営	4-2-2-3	危機管理室	○「平成30年度和光市地域防災訓練」…平成30年6月10日(日) 会場:和光市全域 内容:自主防災組織・家庭ごとに避難訓練・要配慮者支援訓練、避難所運営訓練、炊出し訓練 ○和光市政学習おとどけ講座「イツモ防災」の開催 内容:自主防災組織、自治会等の要望により、地域・家庭での防災対策を講義 ○和光市BOSAIまちづくり伝道師養成講座…平成30年6月~12月 全5回 内容:地域防災を推進する人材育成(HUG・DIG・上級救命・避難所運営等)	1	今後も要配慮者や女性の視点を盛り込んだ訓練等を実施する。
			IV 避難所における女性相談窓口の設置	4-2-2-4	危機管理室	「和光市地域防災計画」に女性等への配慮として、女性の相談員を配置し、相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する旨の記載があるため、避難所における女性相談窓口の設置の体制は災害時には整っており、「和光市避難所管理マニュアル」にも相談窓口の設置が規定されている。	2	避難生活を伴う避難所を開設する際には、女性相談窓口を設置する。
				4-2-2-4	総務人権課	避難所を開設する災害は発生していないため、未設置。 和光市地域防災計画(平成28年2月)にもあるとおり、避難所における女性等への配慮として、女性相談窓口の設置と女性相談員の配置もしくは巡回について明記してあることから、災害時には担当課として対応する。 また、被災時における具体的対応事例を学ぶため、BOSAIフェアに出席し、支援方法や対応策について学んだ。	1	関係課と連携し、被災時には迅速に窓口を設置し、対応できるよう努める。また、継続して防災に関する研修に参加し、情報収集に努める。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(2) 地域における男女共同参画の推進	②安全・安心な地域づくりの推進	V 災害復興時における男女共同参画の推進	4-2-2-5	危機管理室	災害時及び復興時期における具体的対応事例を学ぶため、和光市BOSAI伝道師養成講座を実施した。	2	災害復興時には、男女共同参画や要配慮者の視点を取り入れる。
				4-2-2-5	総務人権課	被災時及び復興時期における具体的対応事例を学ぶため、BOSAIフェアに出席し、支援方法や対応策について学んだ。 和光市地域防災計画にもあるとおり、避難所の運営では、女性に配慮した避難所運営を行うため、複数の女性が参加するよう配慮するとあることから災害復興時には男女共同参画を推進していく。	1	関係課と連携し、復興時に男女共同参画の視点を持ち、対応できるよう継続して防災に関する研修に参加し、啓発、情報共有に努める。
			VI 地域における防犯体制の整備、防犯体制の充実、防犯パトロールの実施、道路照明灯・防犯灯の設置等	4-2-2-6	危機管理室	○防犯講演会：「一地域で見守る防犯のまちづくり『これからの防犯教育と地域防犯』」講師：宮田美恵子(平成30年2月7日(木)開催 主催：和光市地域子ども防犯ネット・和光市、参加者：83人)広報・チラシ等で周知。 ○防犯対策として、私道に設置する防犯灯の設置及び修繕に対し、補助金を交付した。 ○地域住民や自治会等と協力して防犯パトロール(自治会、子ども防犯ネット、わんわんパトロール隊等)を実施した。 ○地域住民や自治会や警察等と協力して街頭キャンペーンを和光市駅前等で計2回実施した。	2	安全・安心な地域づくりの推進に当たっては、女性からの視点、子どもや高齢者からの視点等様々な視点に立ち、対策を講じていく必要がある。そのためには、各々のニーズを的確に捉えることが必要不可欠であるため、いろいろな機会で見聞や要望等の情報収集に努め、地域における防犯体制の整備を進める。
				4-2-2-6	道路安全課	市民からの要望に基づき、LED街路灯の新設、調整等を行った。	2	要望箇所の街路灯の新設や街路灯の維持等、継続して行う。
		③専門分野への女性の参画への	I 学生を対象とした科学講座の開催	4-2-3-1	生涯学習課	関係機関にご協力いただき、高度で専門的な学習機会を市民に提供するために、和光市民大学を開講。開講回数15回、参加者延べ426名。	1	地域の専門機関と連携し、専門分野へ女性が参画できるようなきっかけづくりを提供できるよう努める。
				4-2-3-1	環境課	・緑化まつりにおいて、環境わごんを開催(参加者 24名) ・省エネチェックブックの実施(市内小学4年生対象：646部回収)及び省エネコンテストの開催(コンテスト受賞者 40名)	2	児童等を対象とした取り組みに当たっては、属性による不利益が生じないように配慮していく。
	(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献	①国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進	I 国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進	4-3-1-1	総務人権課	○ホームステイ事業(日本の文化や習慣などに興味を持っている外国人を日本家庭で受け入れる)の実施、ホストファミリーの募集を定期的に行った。 ○ロングビューウィークの実施 平成30年12月3日(月)～12月7日(金)＜和光市役所行政棟1階中央口自動ドア前(展示)＞、12月11日(火)～12月18日(火)＜和光市中央公民館1Fロビー(展示)＞ロングビュー市紹介のパネル等を展示した。	1	今後もイベント実施や会議の開催等において、男女共同参画の視点を持って取り組んでいく。
			II 国内外の情報収集と提供	4-3-1-2	総務人権課	○和光市ホームページ英語版に、DV被害者支援に関する多言語情報を掲載している。(英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語) ○和光市ホームページ英語版に、男女共同参画条例パンフレットを英訳したものを掲載している。	1	今後も、外国籍市民へ、DV被害者支援等必要な情報を提供していく。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献	②地域における国際交流の推進	I 市民・国際交流団体・企業・研究機関などの連携促進、和光市国際ネットワークの活動支援	4-3-2-1	総務人権課	○和光市国際ネットワーク会議(平成30年5月23日(水))を開催した。 ○イベント開催時などには、和光国際ネットワーク構成団体への呼びかけをおこない、団体からはネットワークニュースの提供を受けて市ホームページに掲載した。 ○和光市民まつりにおいて、国際化推進に関するブースを出展した。	1	現状として、男女共同参画の視点に立って施策が進められていると思う。
			II 各種イベントやワンナイトステイ事業の実施による国際交流機会の充実	4-3-2-2	総務人権課	○ホームステイ事業(日本の文化や習慣などに興味を持っている外国人を日本家庭で受け入れる)の実施、ホストファミリーの募集を定期的に行った。 ○ロングビューウィークの実施 平成30年12月3日(月)～12月7日(金)＜和光市役所行政棟1階中央口自動ドア前(展示)＞、12月11日(火)～12月18日(火)＜和光市中央公民館1Fロビー(展示)＞ロングビュー市紹介のパネル等を展示した。 ○和光市民まつりにおいて、国際化推進に関するブースを出展した。 ○姉妹都市交流としてロングビュー市へ海外派遣を行った。	1	今後もイベント実施や会議の開催等において、男女共同参画の視点を持って取り組んでいく。
			III 社会教育における、男女共同参画の視点に基づく国際理解教育の推進	4-3-2-3	生涯学習課	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)として、子ども教室を全小学校にて英語教室やスポーツ教室等を開催した。(教室開催数:190回、参加児童数延べ:3,990人)また、オリンピック・パラリンピックを題材にしたプログラムを開催し、他国について考えるきっかけ作りともなった。	1	今後も子ども教室では英語教室等の開催により、地域における国際交流の場を提供していく。また、国際交流を意識した講座を開催できるよう働きかける。
				4-3-2-3	坂下公民館	「韓国文化講座」H30.11.12(月) 12名、H30.11.20(火) 15名	1	今後も国際理解教育を推進するため、様々な内容の講座を実施していく。
				4-3-2-3	中央公民館	「外国文化講座全5回」11/23、12/13、2/24、3/3、3/26。延べ参加人数69人。	1	今後も同様に実施していく。
				4-3-2-3	南公民館	国際理解事業として2講座を開催した。講師それぞれの母国の料理を作りながら、国の風習、伝統行事や文化を紹介し、参加者と交流を深めた。 「家庭でつくる水餃子～中国の食文化に触れよう～」参加延べ人数…9名(内訳男性3名、女性6名) 「ドイツの文化に触れよう～ドイツの食文化とは～」参加延べ人数…12名(内訳男性0名、女性12名)	2	今後も国際色豊かな、外国の文化に触れられるような講座を開催していきたい。
			IV 学校教育における、男女共同参画の視点に基づく国際理解教育の推進	4-3-2-4	学校教育課	ALTを全小・中学校へ配置した。(内訳は、中学校に各1名、小学校へは3校に各1名、総数6名) 小学校での外国語活動の授業の充実のため、夏季外国語活動研修会や研究授業(各2回)を実施した。	2	今後も充実した国際理解教育を各小・中学校で推進していく。特に小学校での外国語活動を充実させていく。
		③ 外 支 国 援 人 へ の	I 広報紙・ホームページ等における多言語、やさしい日本語による市政・生活情報の提供	4-3-3-1	総務人権課	国際化推進のページ、わかりやすい日本語のページ、和光市ホームページ英語版	1	どちらかの性別に偏ることなく、全ての外国人にとって有益な情報提供に努めたい。そのために、わかりやすい日本語での情報提供を国際化推進に関連するページのみではなく、全庁的に進めていきたい。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(3) 国際社会 平等・開発・平和への貢献	③外国人への支援	I 広報紙・ホームページ等における多言語、やさしい日本語による市政・生活情報の提供	4-3-3-1	秘書広報課	広報紙の発行に伴い、掲載する記事で使用する言葉や、イラストの選別を男女共同参画の視点をもって編集を行った。男女共同参画関連の記事としては、「男女共同参画わこうプラン推進員だより・おるご〜る」のコラムを4回(9・10・12・1月号)、特集「和光市男女共同参画情報紙・おるご〜る」(2ページ)を3月号に掲載した。また、その他イベント情報や講座等の記事を随時掲載した。ホームページについても、随時、情報の掲載を行った。	2	今後も、ホームページ等で、外国人向けに、少しでも多くの情報を提供しよう努める。ホームページの「英語」・「中国語」・「にほんご」のページについては、「自動翻訳」を導入したので、来年度に廃止の方向で進めていく。
			II 和光市国際交流員の活用、和光市多文化共生ボランティアの活用等、市民生活上の支援体制の充実	4-3-3-2	総務人権課	外国籍市民が各種手続きをスムーズに行うため、和光市多文化共生ボランティアに協力を仰ぎ、文書の翻訳や通訳を行った。	1	今後も外国人が利用しやすい環境の整備に努めていきたい。
			III 和光市災害時通訳・通訳ボランティアによる大規模な災害時の支援	4-3-3-3	総務人権課	例年、和光市災害時通訳・通訳ボランティア及び外国籍市民と防災フェアに参加し、緊急時における外国人支援体制の訓練を行っておりH30は10月21日に実施した。通訳・通訳ボランティアの登録者数は29名となっており、支援体制は整えている。	3	今後も継続して、外国籍市民、和光市災害時通訳・通訳ボランティアと地域防災訓練の参加、及び支援体制を整えていきたい。
			IV 外国籍市民への母子保健対策、情報提供、相談の充実	4-3-3-4	地域包括ケア課	・保育園・ファミサポ・乳幼児医療・こども手当等の説明時に、必要に応じて英語表記した説明書を利用している。 ・北第二子育て世代包括支援センターにて、「外国人おやこのつどい」を開催し、子育てを通じた国際交流を図り、必要に応じて相談に応じている。	2	・わこう版ネウボラ事業において多言語妊婦を発見した場合は、NPO法人わこう子育てネットワーク等市内の支援団体と連携して、安心した出産・子育てへとつなげる。
				4-3-3-4	ネウボラ課	・乳幼児健康診査、予防接種質問票の英語版、母子健康手帳の外国語版を設置。 健診時等の通訳を依頼し、配置することにより、外国人保護者の健診に対する不安を解消した。 NPOで実施している外国人親子の集まりを紹介した。	2	・外国語版健診票、通訳配置についても継続的に行っていきたい。わこう版ネウボラの中で、外国人乳幼児への情報提供の充実について検討していきたい。
			V 外国籍児童・生徒への支援	4-3-3-5	学校教育課	日本語指導員【5名】を配置し、学校生活に支障のないように支援を行った。 小学校6校9名(モンゴル1名 中国6名、ネパール1名、インドネシア1名) 中学校2校3名(中国2名 サウジアラビア1名) その結果、学校生活や学習活動への適応に大きな効果があった。	2	この事業により、日本語をまったく話せなかった児童は、生活や学習に必要な日本語等を徐々に習得し、学校生活を円滑に送れるようになってきている。また、中学校では、1名の外国人が希望する高等学校へ進学できた。今後も、外国籍児童・生徒に対してより充実した支援体制を整えていきたい。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
5 男女共同参画わこうプランの着実な推進	(1) 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進	① 庁内における男女共同参画推進体制の強化	I 男女共同参画庁内連絡会議による関係課等相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	5-1-1-1	総務人権課	○和光市男女共同参画庁内連絡会議を開催し、「平成29年度和光市男女共同参画推進審議会提言書」について報告し、今後の施策推進につなげた。 ・平成31年3月19日(火)10:00-11:00 502会議室	1	和光市男女共同参画を推進する1機関として、今後も、和光市男女共同参画推進審議会と連動して連絡調整及び総合的な施策の推進を進めていく。
			II 男女共同参画に関する研修の実施による職員の意識の醸成	5-1-1-2	総務人権課	○女性活躍推進セミナー「女性の活躍推進と働き方改革」 平成30年10月22日(月)14:00～16:00 和光市役所502会議室 講師：宮越泰子氏(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)【参加者：39名】	1	職員研修は毎年好評で、実り多いものとなっている。今後も市民のニーズを踏まえ、セミナーを継続して実施したい。
			III 和光市人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	5-1-1-3	職員課	和光市人材育成基本方針に基づき、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成を行い、組織を活性化させる人事管理を行っている。	2	①職場づくり、②職員研修、③人事管理の相互連携により、職員一人ひとりが持つ能力を高めていく。
			IV 和光市特定事業主行動計画に基づいた環境整備	5-1-1-4	職員課	「和光市特定事業主行動計画(平成27年度～平成31年度)」に基づいた環境整備。 ・職員のこどもを対象にした「親の職場見学」を実施 実施日：平成29年8月25日の実施。 ・育児休業対象職員に対して、育児制度に関する説明を個別に実施。 ・「和光市特定事業主行動計画」の実施状況報告をHPに掲載。	1	「和光市特定事業主行動計画」の実施状況を確認し、継続的に取り組む。
		② 市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進	I 国・県・NPO等関係機関との連携促進と先進的な取組に関する情報収集及び取組の取り入れ検討	5-1-2-1	総務人権課	県の研修等に参加することで情報共有し、連携して男女共同参画を推進した。(県主催の男女共同参画担当者研修、男女共同参画づくりに向けての全国会議、計2回)	1	今後も積極的に国・県・NPO等関係機関の研修等へ参加するなどして連携を図り、情報を共有し、和光市男女共同参画を充実させていくことが重要である。
			II 和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議、和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク、男女共同参画わこうプラン推進委員会、みんなでわこう男女共同参画ネットワークとの連携による計画の推進	5-1-2-2	総務人権課	○和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議を開催し、庁内各課へ情報提供と共有を行った。和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議については、平成29年度から地域包括ケア課主管となり、総務人権課は参集メンバーから外れている。 ○「性の多様性について考えよう」をテーマに、和光市男女共同参画情報紙「おるご～る」を広報わこう平成31年3月号の中綴りとして発行し、市内約42,500部配布し、あわせてホームページに掲載した。 ○わこうプラン推進委員募集やセミナー開催の際は、みんなでわこう男女共同参画ネットワーク所属の和光市保育連絡会に協力を依頼した。 ○セミナーの開催は、市内施設に周知を行い、市内企業及び近隣企業に周知し、和光市保育連絡会に保育協力を依頼した。	2	男女共同参画推進は市だけでできるものではなく、関係機関との連携が不可欠である。今後も積極的に関係機関との連携を図り、計画を推進していく。
			III 子どもの参画による計画の推進	5-1-2-3	総務人権課	○「デートDV防止セミナー」実施。相談先の情報提供を行った。 平成30年11月22日(木)14:40-15:30 和光市立第二中学校体育館 講師：埼玉県男女共同参画推進センター相談担当 参加者：中学3年生138名 ○男女共同参画週間中に、和光市男女共同参画推進条例パンフレット(こども用)を、市内全小学校3年生児童に計797部(各小学校3年生児童数+予備10部ずつ)配付した。	1	今後も子どもの参画による計画の推進に努める。

基本目標	主要目標	施策	主な取組	番号	担当課等	平成30年度実績	評価	今後の方向性
5 男女共同参画わこうプランの着実な推進	(1) 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進	ト②市 ナ―民 シ・事 ッ業 プ者 による 計画 の推 進	Ⅳ国が定める「男女共同参画週間」における啓発	5-1-2-4	総務人権課	○国の男女共同参画週間ポスターを市内公共施設に掲示し、意識啓発を図るよう促した。 ○平成30年6月23日から29日の間、女子差別撤廃条約の男女共同参画週間パネル展を実施した。	1	男女共同参画週間パネル展は、市役所1階ロビーで実施することにより、多くの市民に周知することができた。今後も効果的な周知方法を工夫し、啓発を進める。
		る③男 現女 状共 の同 進参 行画 分 管・ 計 に 画 か の か	Ⅰジェンダー統計の収集・管理、意識調査等の実施と研究の推進	5-1-3-1	総務人権課	平成29年度和光市男女共同参画年次報告書を作成し、市ホームページにて周知した。	1	今後も引き続き、施策の実施状況の分析と把握を行い、年次報告書として取りまとめ、結果を広く市民へ公表する。
			Ⅱ施策の実施状況の分析・把握と結果の公表、分析結果で出た課題の抽出と課題解決に向けた検討	5-1-3-2	総務人権課	男女共同参画わこうプランの施策の実施状況について、和光市男女共同参画推進審議会にて分析・審議していただき、ご意見をいただいた。その結果を、和光市男女共同参画庁内連絡会議を通じて報告し、今後の施策推進につなげた。	1	今後も引き続き、施策の実施状況の分析・把握と結果の公表、分析結果で出た課題の抽出と課題解決に向けた検討を行う。
		す④男 る女 た共 め同 共 整 備	Ⅰ男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境整備	5-1-4-1	総務人権課	総合福祉会館3階図書コーナーの男女共同参画関連図書を設置し、テーマごとに図書を整理し、閲覧しやすいようにした。	1	今後も定期的に男女共同参画関連図書を購入し、総合福祉会館3階図書コーナーに設置、整理を行う。
			Ⅱ男女共同参画に関わる情報収集・発信、拠点の場の充実	5-1-4-2	総務人権課	○平成30年6月23日から29日の間、「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」をテーマに男女共同参画週間パネル展を実施した。 ○男女共同参画関連図書を総合福祉会館3階図書コーナーに設置した。 ○男女共同参画関連資料を公共施設に随時設置し、周知を図った。	1	今後も定期的に男女共同参画関連図書を購入し、総合福祉会館3階図書コーナーに設置するなどして、市民へ男女共同参画情報を提供する。